

参考：令和2年度事業計画（各局区別一覧）

目 次

・ 各局等共通	1
・ 環境政策局	2
・ 行財政局	3
・ 総合企画局	4
・ 文化市民局	6
・ 産業観光局	11
・ 保健福祉局	13
・ 子ども若者はぐくみ局	22
・ 都市計画局	27
・ 建設局	28
・ 会計室	29
・ 北区役所	30
・ 上京区役所	31
・ 左京区役所	32
・ 中京区役所	34
・ 東山区役所	35
・ 山科区役所	36
・ 下京区役所	38
・ 南区役所	40
・ 右京区役所	42
・ 西京区役所	43
・ 西京区洛西支所	45
・ 伏見区役所	47
・ 伏見区深草支所	49
・ 伏見区醍醐支所	50
・ 市会事務局	52
・ 選挙管理委員会事務局	53
・ 監査事務局	54
・ 人事委員会事務局	55
・ 消防局	56
・ 交通局	61
・ 上下水道局	63
・ 教育委員会事務局	65

該当施策の対応一覧表

Ⅰ 各重要課題の取組(計画の第2章部分)				Ⅱ 教育・啓発, 相談・救済の取組(計画の第3章部分)			
1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり				1 教育・啓発			
男女1	DV対策	多文化1	コミュニケーション支援	教育・啓発1		人権教育(家庭教育)	
男女2	女性活躍の推進	多文化2	生活支援			人権教育(学校等における人権教育)	
男女3	雇用・意思決定	多文化3	多文化共生の地域づくり			人権教育(社会教育)	
男女4	啓発・広報	多文化4	保育・学校教育	教育・啓発2		人権啓発(市民への啓発等)	
男女5	保育・学校教育	多文化5	観光客の受入			人権啓発(企業・団体等への啓発)	
男女6	全般に関わる取組	多文化6	全般に関わる取組			人権啓発(関係機関等との連携)	
2 子どもと共に育む社会づくり				2 相談・救済			
子ども1	京都はぐくみ憲章の推進	職場づくり1	真のワーク・ライフ・バランスの促進	相談・救済1		各種の相談に応えられる体制の充実	
子ども2	児童虐待対策の推進	職場づくり2	啓発・広報	相談・救済2		相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実	
子ども3	不登校, いじめ, 問題行動	職場づくり3	地域企業における働き方改革の推進	相談・救済3		人権擁護委員活動との連携	
子ども4	社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援	8 感染症患者等の人権尊重		相談・救済4		相談機関等に関する情報の周知	
子ども5	ひきこもり	感染症1	相談・検査体制	Ⅲ 計画の推進(計画の第4章部分)			
子ども6	子育て支援ネットワークの充実	感染症2	人材育成	1 推進体制と職員研修			
子ども7	子育て家庭への支援	感染症3	啓発	推進・研修1		推進体制	
子ども8	子育てを支え合える地域社会づくり	感染症4	教育	推進・研修2		職員研修	
子ども9	携帯電話・スマートフォン・インターネット	9 犯罪被害者等の人権尊重		2 関係機関, 関係団体等との連携			
子ども10	安全教育	犯罪被害1	支援対策	連携1		関係機関, 関係団体との連携	
3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり				連携1		関係機関, 関係団体との連携	
高齢者1	虐待	犯罪被害2	啓発・教育	3 進行管理と評価			
高齢者2	権利擁護	10 刑を終えて更生を目指す人		進行・評価1		進行管理	
高齢者3	認知症施策	更生1	再犯防止対策	進行・評価2		評価	
高齢者4	介護サービス	11 ホームレスの人権尊重と自立支援					
高齢者5	見守り	ホームレス1	勤労				
高齢者6	消費者被害の防止	ホームレス2	社会参加				
高齢者7	社会参加	ホームレス3	相談				
高齢者8	世代を超えて支え合う意識の共有	12 高度情報化社会における人権尊重					
高齢者9	学校教育	高度情報化1	携帯電話・スマートフォン・インターネット				
高齢者10	全般に関わる取組	高度情報化2	啓発・広報				
4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり				高度情報化3		教育	
障害者1	障害者虐待の防止	高度情報化4	第三者による住民票の写し等の不正取得の防止				
障害者2	障害のある人の権利擁護の促進	13 LGBT等の性的少数者の人権尊重					
障害者3	精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり	LGBT1	理解促進・支援				
障害者4	障害のある人の就労支援	14 様々な課題					
障害者5	発達障害のある人及びその家族への支援の充実	様々1	アイヌの人々				
障害者6	相談支援		婚外子				
障害者7	ユニバーサルデザイン・まちづくり		北朝鮮当局による拉致問題等				
障害者8	社会参加・交流の促進		東日本大震災等起因する人権問題				
障害者9	啓発	15 複数課題に関する事業					
障害者10	保育・学校教育	複数課題1	複数課題に関連する事業				
障害者11	共生社会の実現に向けたネットワークの充実						
障害者12	全般に関わる取組						
5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組							
同和問題1	第三者による住民票の写し等の不正取得の防止						
同和問題2	携帯電話・スマートフォン・インターネット						
同和問題3	啓発						
同和問題4	教育						
同和問題5	全般に関わる取組						

令和2年度事業計画 新規・改善事業一覧

【新規】 11件

- ①プラスチックに係る外国語版啓発冊子の作成(P2 環境4)
- ②災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業(P4 総企7)
- ③性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト(P9 文市36)
- ④当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進(パートナーシップ制度, コミュニティスペースの設置など)(P10 文市37)
- ⑤農福連携による新京野菜普及促進事業(P12 産観11)
- ⑥第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRES)開催支援(P12 産観12)
- ⑦京都らしい農福連携推進事業(P18 保福57)
- ⑧ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実(P21 保福91, P26 はぐくみ37)
- ⑨人権強調月間事業「ミニパラチャレンジウィーク」(仮)(P33 左京14)
- ⑩水道使用水量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス(P63 上下水10)
- ⑪多言語電話通訳サービス活用(P64 上下水13)

【改善】 10件

- ①犯罪被害者支援策の推進(支援対策)(P6 文市10)
- ②人権擁護委員による特設人権相談の実施(P7 文市15)
- ③海外観光宣伝(「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信)(P11 産観5)
- ④地域再犯防止推進モデル事業(P13 保福2)
- ⑤親と子のこころのほっとライン(仮称)相談員の養成(P23 はぐくみ11)
- ⑥子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援(P24 はぐくみ17)
- ⑦里親支援事業, 養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業(P24 はぐくみ18)
- ⑧みんな仲間! 上京文化芸術祭(P31 上京4)
- ⑨多言語対応救急活動現場シートの運用(P58 消防32)
- ⑩心の居場所づくり推進事業(P68 教育17)

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

各局区等共通

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	刊行物等への啓発標語の掲載	継続	より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載する。	各局区等	教育・啓発	2
2	公用車による啓発（巡回啓発、ステッカー掲示）	継続	人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図る。	憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。	各局区等	教育・啓発	2
3	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	継続	より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネル等を掲出する。	各局区等	教育・啓発	2
4	地域団体の人権研修支援（資料提供等）	継続	地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権擁護思想の普及高揚を図る。	地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。	各区・支所	教育・啓発	2
5	市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	継続	障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	各局区等	障害者	7
6	人権行政に関する情報の職員への提供	継続	職員一人一人が人権意識を高めるための情報提供を行う。	人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	各局区等	推進・研修	2
7	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	継続	人権尊重の視点で市政を推進する。	人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。	各局区等	推進・研修	1
8	人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備	継続	自主的な人権研修を促進するための条件整備を図る。	人事課等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、職員が人権問題について自主的に勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。	各局区等	推進・研修	2
9	職員研修	継続	人権文化の構築に関する理解を深めるための職員研修を実施する。	5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。	各局区等	推進・研修	2

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

環境政策局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施	子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施する予定である。	環境総務課	推進・研修	2
2	ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	継続	外国人や障害者に対して、ごみ減量・分別リサイクルの取組を周知する。	ごみ減量・分別リサイクルに係る啓発チラシの外国語版(英語、中国語、ハングル)を作成するとともに、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、対象者へ配布する。	ごみ減量推進課	複数課題	1
3	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	継続	ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。	昨年度の実績を踏まえ、有料指定袋制の実施に伴う福祉施策の状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。	ごみ減量推進課	複数課題	1
4	プラスチックに係る外国語版啓発冊子の作成	新規	外国人に対して、プラスチックごみの問題やプラスチックの分別方法等について、広く啓発を行う。	プラスチックごみの問題やプラスチックの分別方法等について広く啓発を行う冊子(英語、中国語、ハングル)を作成する。	ごみ減量推進課	多文化	2
5	ユニバーサルデザインに対応した観光トイレの充実	継続	誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに対応した観光トイレ(※)の充実を図る。 ※観光客向けのトイレが必要な場所にある民間施設の所有者の御協力を得て、観光客や市民の皆様に開放いただくトイレ	洋式便器化・バリアフリー化等の改修に対する助成を行う。	まち美化推進課	障害者	7
6	ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)の実施	継続	ごみ出しが困難な要介護高齢者等への生活支援として、定期的に収集するごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ)を自宅の玄関先まで回収に伺う。	引き続き、機会あるごとに制度の広報・周知に努めるとともに、居宅介護支援事業所等としっかり連携・調整しながら、ごみの排出支援が必要な方が利用できる制度として運用していく。	まち美化推進課	高齢者	10

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

行財政局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。	研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、令和2年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。	総務課	推進・研修	2
2	市庁舎等の身体障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	継続	身体障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身体障害のある方や高齢者が、より安心して利用しやすい市庁舎を目指す。	庁舎管理課	障害者	7
3-1	職員研修 [人権研修の実施]	継続	職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。	人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施する。手話に係る研修については、これまでの「手話講座」及び「ワンポイント手話研修」を廃止し、新たに全国手話検定試験4級の合格を目標とする自主研修を実施。	人事課	推進・研修	2
3-2	職員研修 [局区等研修の充実]	継続	局区等において人権研修が積極的かつ効率的に進められるよう、奨励・支援を行う。	令和元年度と同様に、職員研修支援窓口及び研修教材の充実を図るとともに、局区等が人権等研修を実施する場合、人事課が外部研修機関を委託先として指定し、予算の範囲内で研修に係る費用の支援を行う。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高める。	人事課	推進・研修	2
3-3	職員研修 [研修教材や研修資料の充実]	継続	人権研修に資する資料等の更なる充実を目指す。	研修DVD等の視聴覚教材や研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。	人事課	推進・研修	2

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

総合企画局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	テレビ広報の一部への字幕挿入	継続	聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組等の一部に字幕を挿入する。	市長公室 広報担当	障害者 12
2	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	継続	すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。	人権文化の構築に向け、市民しんぶんやラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行う。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・毎号、「心のカギ」などのコーナーで人権に関する情報を掲載（寄稿文の紹介など） ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○ラジオ番組 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニターで随時発信	市長公室 広報担当	教育・啓発 2
3	市民しんぶん視覚障害者版	継続	視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・文字拡大版・テープ版・デジター（CD）版を発行する。 【予定】 発行部数（毎月） 点字版 … 185部（全市版）、260部（区版） 文字拡大版 … 345部（全市版）、385部（区版） テープ版… 120セット（全市版）、130本（区版） デジター版 … 290部（全市版）、300部（区版）	市長公室 広報担当	障害者 12
4	インターネットによる情報の発信	継続	すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。	京都市ホームページ「京都市情報館」について、見やすく、情報を得やすいサイトとなるよう改善を図るとともに、視覚に障害のある方や外国籍の方に市政に関する情報を提供するため、ホームページのアクセシビリティ推進、自動翻訳による英語・ハングル・中国語（簡体字・繁体字）、やさしい日本語で市政情報の発信等を行う。	市長公室 広報担当	複数課題 1
5	広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開（憲法月間・人権月間等における啓発活動）	継続	人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。	広報媒体を活用した集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・月間や週間について、催し情報などと合わせて情報を掲載 ○ラジオ番組 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニターでの随時発信	市長公室 広報担当	教育・啓発 2
6	生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版	継続	視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、京都市生活ガイドブック「暮らしのてびき」デジター（CD）版を発行する。 【予定】 デジター版 … 100本	市長公室 広報担当	障害者 12
7	災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業	新規	近年の大規模災害の発生も踏まえ、災害時における多言語電話通訳を導入する。また、災害時の課題等について、外国籍市民等からの意見聴取を行う。	災害時における多言語電話通訳の導入を進める。災害時の課題等について、外国籍市民等からの意見聴取会を1～2回実施する。	国際化推進室	多文化 1・2
8	社会見学受け入れ事業（国際交流協会）	継続	社会見学授業として、国際交流会館の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。	利用者の希望も採り入れ、多くの学校や団体に国際交流会館に来てもらう。	国際化推進室	多文化 4
9	京都市多文化施策審議会の開催	継続	地域における多文化共生の推進に関する事項について、調査し、審議する。	「多文化施策審議会」の会議を開催する（令和2年度は2回を予定）。外国籍市民等の地域協働について議論を進めていただき、本市の多文化共生施策についての意見を求めていく。	国際化推進室	多文化 6

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
10	医療通訳派遣事業	継続	外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。	外国籍市民等が医療機関を利用する際に医療通訳者を派遣する。	国際化推進室	多文化	1・2
11	kokokaオープンディ（国際交流協会）	継続	すべての市民が気軽に利用できる国際交流拠点としての「kokoka（国際交流会館）」を紹介するとともに、外国籍市民等による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。	世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国籍市民等も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施予定日：令和2年11月3日	国際化推進室	多文化	3
12	国際理解プログラム「PICNIC」（国際交流協会）	継続	京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。	広報用パンフレットを市内小中学校に送付して当事業の利用を促すとともに、学校現場の意識を高める。留学生に対しては広く登録説明会を実施し、当事業の広がりを促進する。利用件数増加に対応するため、コーディネート対応を強化し、市内各大学との連携強化に努める。	国際化推進室	多文化	4
13	世界の絵本展（国際交流協会）	継続	絵本を通して広く異文化に親しむ機会を提供する。	外国の絵本の展示、紹介や読み聞かせを行う。 実施予定月：令和2年8月	国際化推進室	多文化	4
14	外国人のための住宅支援事業（国際交流協会）	継続	外国籍市民等が安心した生活を送ることができるよう支援する。	協会の外国籍市民等向け住宅情報提供サイト「HOUSE Navi」を、日本賃貸住宅管理協会と協働で運営することにより内容の充実を図り、物件情報及び多言語対応可能な不動産業者の情報を提供する。	国際化推進室	多文化	2
15	外国人留学生対象合同企業説明会JOB FAIR京都（国際交流協会）	継続	日本での就職を目指す留学生を支援する。	就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会を実施する。 実施予定日：令和3年3月	国際化推進室	多文化	2
16	インターネットによる情報発信事業（国際交流協会）	継続	外国籍市民等に生活に必要な情報を提供する。	「京都市生活ガイド」を公式HP上で公開するなど、生活に必要な情報について、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の5言語によるWEBでの情報発信。	国際化推進室	多文化	2
17	外国籍市民総合相談窓口の運営	継続	外国籍市民の方の相談に対して、多言語で適切な窓口案内等を行う。また、行政サービスの利用や手続等について、通訳支援を行う。	外国籍市民等からの相談に常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施することで、相談者に問題解決へのアドバイスを提供する。各相談事業の連携により、相談者のスムーズな問題解決に役立てる。行政機関及び外国籍市民等に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。	国際化推進室	多文化	1・2
18	ボランティア活動育成事業（国際交流協会）	継続	kokokaボランティアの組織化及び活動の充実を図る。	ボランティア人材の育成を図り、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。また、kokokaボランティアブログなどにより、ボランティア相互の交流を広げるとともに、活動の紹介を行う。	国際化推進室	多文化	3
19	ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応	継続	外国籍市民等が安心、安全に暮らせる社会の実現を目指す。	特定の民族や国籍等に対して誹謗中傷する憎悪表現である「ヘイトスピーチ」等の差別事象について、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発を行う。	国際化推進室	多文化	3
20	地域・多文化交流ネットワーク促進事業	継続	多様な文化的背景を持つ人々と地域住民との交流を促進する。	多文化共生の地域づくりの一環として、地域福祉及び多文化共生の促進を目的として、住民主体の地域交流を深める事業を行う。	国際化推進室	多文化	3
21	多言語情報発信サポート事業	継続	外国籍市民等に分かりやすい情報提供を行う。	刊行物作成に向けた企画段階から外国籍市民等の意見を積極的に取り入れ、分かりやすい刊行物の作成支援を行う。	国際化推進室	多文化	1
22	地域でつながる日本語教室事業	継続	日本人と外国籍市民等との交流を通じた、言葉や文化に関する相互理解の促進及び外国籍市民等の居場所づくりの促進を目指す。	外国籍市民等と日本人市民が、やさしい日本語やシンプルな英語などを用いて地域の生活習慣や行事、外国籍市民等の文化などを学び合う教室を設ける。	国際化推進室	多文化	1・3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

(別紙1)

文化市民局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進	継続	市民ひとりひとりが、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を定着させる。	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進と更なる理解の促進に向けて、先進的な取組を行う企業や、柔軟な働き方を実践するロールモデルの発掘、ふれあいまつり等の機会を活用した広報啓発等に取り組むとともに、こうした取組を通じて得られた好事例を更に他の事業者へと波及・浸透させるため、人を大切にする京都ならではの働き方改革の「見える化」や、女性活躍に向けた人材発掘、能力開発等を推進する。	共生社会推進室	職場づくり 1
2	第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進	継続	「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。	「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」に基づき、重点分野である「DV対策」及び「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめとした様々な事業を計画的に実施する。 また、令和元年度に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、男女共同参画や配偶者等からの暴力、真のワーク・ライフ・バランス等の分野における今後の施策の在り方を取りまとめた次期計画を策定する。	共生社会推進室	男女 6
3	男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営	継続	男女共同参画社会を目指すための拠点施設として男女共同参画センターを運営する。	男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した啓発活動や男女共同参画に関する講座等を実施する。 ・啓発冊子「男女共同参画通信」の発行 ・「みんなで考える男女共同参画講座」をはじめとした講座や研修等の実施	共生社会推進室	男女 4・6
4	DV対策事業	継続	DV被害の相談をはじめ、被害者の自立に向けた多様な支援を実施する。	「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」における「京都市DV対策基本計画」に基づき、京都市DV相談支援センターを本市のDV対策の中核的施設として、初期の相談から自立促進に向けた支援まで、継続的な支援に取り組むとともに、男性のためのDV電話相談やDV予防講座、若年層をはじめとする市民への普及啓発等、DV根絶に向けた様々な取組を実施する。	共生社会推進室	男女 1
5	男女共同参画苦情等処理制度	継続	男女共同参画に関する苦情や要望を聴取し調査することで、よりよい男女共同参画社会を目指す。	性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。	共生社会推進室	男女 6
6	市の附属機関等における女性委員の登用の推進	継続	男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できる社会の実現を目指す。	令和2年度に「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合が65%」となることを目標とし、事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、女性委員の登用促進を図る。	共生社会推進室	男女 3
7	女性の活躍推進	継続	自らの意思によって働き又は働こうとする女性がその思いを叶えるとともに、男女が共に多様な生き方、働き方を実現することにより、「生産性が高く持続可能なまち・京都」の実現を目指す。	行政や経済団体等で構成される「輝く女性応援京都会議」において策定した「京都女性活躍応援計画」に基づき、「積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進」、「『働き方改革』の推進による環境づくり」、「起業・創業の推進」等にオール京都体制で取り組み、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に研修等を実施するなど、女性の活躍を推進する。	共生社会推進室	男女 2・4
8	市民活動総合センターの管理・運営	継続	NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。	公益的な市民の活動を支援するため、NPOに関する講座及び相談業務の実施、スモールオフィス（机や収納庫等を配置したコンパクトな事務所機能）の設置・運営等の事業を行う。	地域自治推進室	複数課題 1
9	事前登録型本人通知制度の運用	継続	第三者による住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため。	引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めていく。	地域自治推進室	同和問題 高度情報化社会における人権尊重 1・4
10	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	改善	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進する。	犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者総合相談窓口を設置し、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。また、令和2年度からは、犯罪被害者等に対し、家事支援、介護援助及び一時保育の日常生活支援を行う。	くらし安全推進課	犯罪被害 1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
11	犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）	継続	犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現を目指す。	犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、市民や事業者が理解を深めるために、「いのちを紡（つむ）ぐ週間（5月21日～27日）」や「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」などにおいて、京都ホンデリング[※]やパネル展示などの広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施する。 ※ 読み終わった本など不要となった書籍等を御寄贈いただき、その売却代金を御寄附として、（公社）京都犯罪被害者支援センターの支援活動に活用する取組。	くらし安全推進課	犯罪被害 2
12	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革	継続	平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。	引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。 (1)自立促進援助金制度の見直しについて ・借受者に対して丁寧な説明を行ったうえで、返還免除制度を的確に適用しつつ、奨学金の返還を要する場合には、借受者に対して、返還を求めている。また、正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、訴訟提起などの法的措置を含め、適正な債権管理を進めていく。 ・「京都市奨学金等返還事務監視委員会」の開催 (2)改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅については、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図りつつ、順次、老朽化した住棟の建替えについて検討を進める。 (3)崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業を進める。 (4)市立浴場の地区施設について ・市立浴場の運営に当たっては、住民生活に支障を来さないよう十分留意しつつ、運営経費の削減など、より一層の効率化を図るとともに、改良住宅への浴室整備等の状況を踏まえて、市立浴場の統廃合について検討していく。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。 (5)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、啓発の取組を推進する。	(1)(4)(5)について 共生社会推進室 (2)(3)(4)について 都市計画局 すまいまちづくり課	同和問題 5
13	「人権ゆかりの地」の発信	継続	京都市内に数多く存在する名所・旧跡を「人権ゆかりの地」として紹介する案内マップを作成し、人権の視点から見た京都の魅力を国内外に広く発信する。	平成28年3月に発行した「人権ゆかりの地マップ」（日本語、英語、中国語、ハングル）で作成を引き続き市ホームページに掲載する。また、マップに掲載している「人権ゆかりの地」の一部について、共生社会推進室フェイスブックページ「きょうCOLOR」で発信する。	共生社会推進室	教育・啓発 2
14	SNSを活用した情報の発信	継続	人権に関する情報を、更に多く、よりタイムリーに発信するため、主に若年層をターゲットとして、ツイッター及びフェイスブックページを活用して情報を発信する。	共生社会推進室公式ツイッター及びフェイスブックページ「きょうCOLOR」で、本市が実施する人権に関するイベント、講座等の開催案内のほか、人権に関する記念日の改正などの情報を発信する。	共生社会推進室	教育・啓発 2
15	人権擁護委員による特設人権相談の実施	改善	京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する。	人権相談窓口について、より多くの市民に周知・啓発を行い、相談体制の更なる充実を図るため、現在、4区役所で実施している特設人権相談を、令和2年4月から、全区役所・支所に拡大実施する。 また、毎年6月1日の「人権擁護委員の日」（又はその前後の日）に、全区役所・支所にて、特設人権相談を一斉に開設する。 【開催予定】 場所：京都市消費生活総合センター 実施回数：年6回（原則偶数月第4水曜日、午後6時～8時） 場所：全区役所・支所 実施回数：年14回（原則毎月第3、又は第4木曜日、午後2時～4時） 年14回（6月1日、午後2時～4時）	共生社会推進室	相談・救済 3
16	人権啓発サポート制度	継続	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を支援する。	市民や企業が人権に関する研修や啓発活動を行う際に、研修等の相談、講師の紹介やビデオ・DVDの貸出し、資料の提供等を行う。	共生社会推進室	職場づくり 教育・啓発 2 2
17	京都市人権レポートの発行	継続	「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図る。	人権文化推進計画に基づき、実施している様々な取組の中から、取組の一部を分かりやすく発信するために発行する。 ※人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の中で掲載するものとし、単独での発行は行わない。	共生社会推進室	進行・評価 1
18	「京都市人権相談マップ」の発行	継続	人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口相談ができるよう、相談・救済に係る機関、制度等の周知を図る。	【発行予定】 内容：市内の相談・救済に係る機関、制度等 時期：9月頃	共生社会推進室	相談・救済 4

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
19	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	継続	人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。	世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講する。 開催時期：6月から1月にかけて年12回 テーマ：未定	共生社会推進室	教育・啓発	2
20	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	継続	京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方事務局、京都労働局、京都府等により構成）に参画し、人権擁護思想の普及・高揚のための啓発活動を推進する。	企業において、人権が尊重された良好な職場環境の保持、公正な採用選考等の主体的な取組を支援するため、人権研修会等の啓発活動を実施する。 ・企業内人権啓発推進員設置を働き掛ける啓発文書の送付 実施時期：9月上旬（予定） 発送数：約5,500通（予定） ・企業向け人権研修会 開催時期：10月下旬（予定） テーマ：未定 ・人権週間街頭啓発 実施時期：12月上旬（予定）	共生社会推進室	教育・啓発 相談・救済	2 2
21	人権擁護委員との連携及び活動の支援	継続	市民に対する人権啓発や人権相談・救済を効果的に行うためには人権擁護委員との連携が不可欠であるため、人権擁護委員との連携及び活動の支援を行う。	人権擁護委員の活動の周知や広報などの支援に取り組みとともに、本市が実施する様々な事業において人権擁護委員に活動してもらう機会を設ける。 また、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発及び人権擁護に寄与することを目的として、京都人権擁護委員協議会に対して助成金を交付する。	共生社会推進室	相談・救済	3
22	京都市人権文化推進懇話会の運営	継続	人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。	京都市人権文化推進懇話会を開催する。 開催時期：7月（予定）、3月（予定） 議題：令和元年度取組実績、令和3年度事業計画	共生社会推進室	進行・評価	2
23	人権文化推進会議による庁内の連携充実	継続	本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。	人権文化推進会議を開催し、各局・区等の連携の充実に努める。 開催時期：4月（予定） 議題：令和2年度事業計画	共生社会推進室	推進・研修	1
24	「四字熟語人権マンガ」の募集	継続	難しいイメージで捉えられがちな「人権」を四字熟語とマンガで表現した作品を募集し、人権について考える機会を市民に提供するとともに、身近なメッセージとして広く発信する。	【実施予定】 募集：7月～10月頃 入賞作品は人権週間ポスター等の印刷物への掲載や、人権啓発パネル展での展示等を行い、広く発信する。	共生社会推進室	教育・啓発	2
25	人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催	継続	著名人によるコンサートやトークを中心とした人権啓発イベントを開催することにより、主に若年層の市民に対して、人と人との交流の大切さや人権について考える機会を提供する。	【開催予定】 日時：令和3年1月30日（土） 場所：ロームシアター京都サウスホール	共生社会推進室	教育・啓発	2
26	人権啓発パネル展の開催	継続	多数の市民が訪れる地下街「ゼスト御池」において、人権啓発パネルを展示することにより、広く市民に人権に関する情報を発信する。	様々な人権課題をテーマとし、憲法月間（5月）、人権強調月間（8月）及び人権月間（12月）に開催する。	共生社会推進室	教育・啓発	2
27	人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営	継続	市民に対して同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発施設として、人権資料展示施設「ツラッティ千本」及び「柳原銀行記念資料館」を運営する。	【実施予定】 常設展：地域の歴史、文化や生活資料等を中心とした展示。年間を通して開催 特別展及び企画展：特定の人権課題をテーマとし、年1回ずつ開催 人権研修：希望する来館者（団体）に対する人権研修	共生社会推進室	教育・啓発	2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
28	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	継続	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行する。	【発行予定】 内容：著名人インタビュー、大学生等による人権関連施設の紹介、企業等における先進的な取組の紹介、各種人権課題に関する特集記事等 時期：憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に向けて発行する。 5月号…4月中旬発行 12月号…11月中旬発行 部数：各15、500部 配布：区役所・支所、市立図書館等	共生社会推進室	教育・啓発 2
29	人権月間ポスターの掲示	継続	人権月間（12月）を周知する啓発ポスターを作成し、市政広報板や市バス・地下鉄車内等に掲示することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。	【実施予定】 時期：人権月間（12月） 掲示：市政広報板、市バス・地下鉄車内や区役所・支所等 作成枚数：13、000枚	共生社会推進室	教育・啓発 2
30	人権啓発活動補助金の交付	継続	市民（団体）が自主的に行う啓発活動に対し補助金を交付することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。	対象経費の2分の1の範囲内で100万円を上限として、申請があった各事業の補助対象経費の額に応じて按分した額を補助金としてを交付する。	共生社会推進室	教育・啓発 2
31	京都人権啓発推進会議への参画	継続	京都人権啓発推進会議（京都府、京都府人権擁護委員連合会、京都市教育委員会等により構成）に参画し、基本的人権の擁護啓発事業を推進する。	【取組予定】 ・街頭啓発 ・人権擁護啓発ポスターコンクール：小・中・高等学校の児童・生徒を対象とする。 ・啓発ポスターの掲示	共生社会推進室	教育・啓発 2
32	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	継続	京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方務局、京都府、京都府人権擁護委員連合会等により構成）に参画し、構成機関の連携協力による効果的な人権啓発活動を検討のうえ、実施する。	【取組予定】 ・人権の花運動：保育園、幼稚園、小学校の園児・児童に人権の花である水仙を育ててもらう事業 ・街頭啓発	共生社会推進室	教育・啓発 2
33	企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け	継続	職業選択の自由と就職の機会均等の保障について啓発する。	企業等に対する公正な採用選考の実施を促す啓発文書の送付を行う。 実施時期：5月上旬、9月上旬、11月下旬（年3回） 発送数：約5、500通（予定）	共生社会推進室	職場づくり 教育・啓発 2 2
34	企業向け人権啓発講座の開催	継続	企業が様々な視点から人権課題の現状を知り、対応について考え、企業内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続的な成長を支援する。	近年の社会情勢と企業のニーズを捉えながら、新しい課題も採り入れた各回異なるテーマと内容で、年10回程度開催する。 開催時期：6月～3月（年10回） テーマ：未定	共生社会推進室	職場づくり 2
35	インターネットにおける事業計画書の掲載	継続	京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、具体的な事業計画を市民に発信する。	京都市情報館に、令和2年度事業計画及び令和元年度取組実績を掲載する。	共生社会推進室	進行・評価 1
36	性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト	新規	性的少数者の人権を重点課題の一つとして位置付けることを踏まえ、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する様々な取組を行う。	（公財）世界人権問題研究センターや男女共同参画センター「ウィングス京都」、市内大学等と連携しながら、以下の取組を実施する。 1 性の多様性や性的少数者に関する理解を促進する取組 シンポジウムの開催、性の多様性をテーマとした広報誌の作成・配布など 2 企業と協働した性的少数者に関する理解を促進する取組 企業向けパンフレットの作成など 3 コミュニティスペースの試行実施	共生社会推進室	LGBT 1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
37	当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進（パートナーシップ制度、コミュニティスペースの設置など）	新規	「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進のため、当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策を検討・推進する。	「京都市人権文化推進懇話会」のもとに設置している「専門意見聴取会」において議論いただき、懇話会からの意見を踏まえて、検討・推進する。検討・推進に当たっては、庁内関係部署と連携する。	共生社会推進室	LGBT 1
38	LGBT等の性的少数者に係る取組の推進	継続	LGBT等の性的少数者の方が安心して、生き生きと暮らせるよう取組を推進する。	引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、他都市の取組事例等も参考にしながら、取組を進めていく。	共生社会推進室	LGBT 1
39	見守りネットワークの構築	継続	消費者被害の防止のため、被害予防の周知や被害の遭った方を適切に相談窓口等につなぐために、各地域での福祉、消費者行政、その他関係機関で相互に情報交換や連携を図るためのネットワークづくりを推進する。	悪質商法の標的とされやすい高齢者等を地域で見守り、消費者被害を防止する仕組みづくりを推進することを目的として、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するため保健福祉局が設置している「高齢サポート（地域包括支援センター）」との連携強化の取組を引き続き進め、全行政区における地域ケア会議等に参画し、消費者被害の未然防止のために高齢者等の状況把握に努めるとともに、消費生活に係る情報や最新の消費者トラブル事例について情報提供を行う。	消費生活総合センター	高齢者 6
40	京都市民法律相談事業の実施	継続	弁護士が専門的な立場から相談に応じることで、問題解決の一助とする。	人権問題など日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる無料法律相談を実施する。 消費生活総合センターでは毎週月曜日の午後1時15分～午後3時15分、火・木曜日の午後1時15分～午後3時55分、金曜日の午後1時15分～午後3時35分及び毎月第2・第4水曜日の午後6時～午後8時に実施する。また、区役所・支所においても毎週水曜日に実施する。	消費生活総合センター	相談・救済 1
41	高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発	継続	インターネットやスマートフォン等の使い方について、正しい知識や危険性等について情報を提供することにより、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。	「京都市消費者教育推進計画」に基づき、消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座、ネットトラブルの現状や対策について解説するネットトラブル対策講座、年齢階層に応じた消費者教育冊子・教材の配布、消費者標語の募集、本やDVDの貸出し等の様々な消費者教育・啓発の取組を進めることにより、引き続き、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。	消費生活総合センター	高度情報化 1・2
42	京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書き込みの法務省への削除要請	継続	インターネット掲示板等における書き込み等について、掲載内容が人権擁護上極めて問題があると判断した場合は、京都府と連名で削除要請を行う。	京都府が実施するモニタリングや市民からの通報に応じて、随時、京都府と連名で削除要請を行う。	共生社会推進室	同和問題 高度情報化 2・1

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

産業観光局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	インターネットを活用した情報の発信	継続	インターネットにより広く情報を発信し、企業の取組の支援を図る。	企業に対してCSR（企業等の社会的責任）に関する情報を発信する。	地域企業振興課	職場づくり教育・啓発	2 2
2	講座の開催	継続	企業が直面する人権等の課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権やCSR、雇用環境改善に関する取組の支援を図る。	企業ニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの講座を開催する。	地域企業振興課	職場づくり教育・啓発	2 2
3	ビデオ等の貸出し（人権啓発サポート制度）	継続	人権に関するビデオを貸し出すことで、情報を提供し、企業の取組の支援を図る。	CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの視聴覚教材の整備拡充などに努める。	地域企業振興課	職場づくり教育・啓発	2 2
4	京都ブラックバイト対策協議会における取組	継続	京都労働局、京都市、京都府で構成する本協議会では、学生アルバイトを法定労働条件に満たない劣悪な労働環境で勤務させる等の「ブラックバイト」の根絶に取り組む。	京都労働局、京都府等との連携の下、労働法制の一層の啓発や公的な相談窓口の効果的な周知に努める。	地域企業振興課	職場づくり	2
5	海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）	改善	ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き、外国人旅行者向け京都観光ウェブサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、多言語でのきめ細やかな情報発信に取り組む。	東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスタースゲームズ関西等の世界的イベントの開催を見据え、京都観光情報発信の顔となる多言語サイトでの情報発信強化を行う。具体的には、外国人ライターによる記事コンテンツの充実や閲覧者の属性・興味に応じた情報発信など、幅広い国・地域から来られる観光客の多様なニーズに対応する魅力的な情報発信を推進するとともに、マナー啓発や分散化に係る情報発信も行い、観光課題の解決を図る。	観光MICE推進室	多文化	5
6	観光案内標識の整備	継続	国内外の観光客が周辺の観光資源をじっくり歩いて楽しむための多言語表記の観光案内標識の整備に取り組む。	歩いて楽しめる観光の推進と観光客の集中による混雑を緩和するため、多様なエリアへの誘客の推進や観光客が多いエリアにおける回遊性の向上に向け観光案内標識の整備を進める。	観光MICE推進室	多文化	5
7	ユニバーサルツーリズムの推進	継続	年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しむことができる京都観光の実現を図る。	ホームページにて観光モデルコースや観光関連施設のバリアフリー情報を紹介するとともに、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュによる個別相談を行うなど、多様な価値観や文化的背景を持つ方を含め、京都を訪れるあらゆる方々が快適に過ごせるよう受入環境の整備を図るための研修会を行う。	観光MICE推進室	多文化	5
8	ムスリム観光客の受入環境整備	継続	ムスリム（イスラム教徒）観光客に快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、ムスリムの宗教上の習慣（食事、礼拝等）にも配慮した受入環境整備を推進する。	ホームページにおいて、ムスリム対応可能な飲食店や宿泊施設の情報発信等を行い、受入環境整備に取り組む。 また、市内事業者等が実施する外国人観光客にやさしい受入環境整備を助成する制度（京都市観光協会インバウンド助成金）においてダイバーシティ対応も助成対象とするなど、宗教上の習慣（食事、礼拝等）にも配慮した受入環境の拡充を図る。	観光MICE推進室	多文化	5
9	観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進	継続	日本とは異なる文化、風習を持つ外国人観光客等について理解を深めていただけるよう、関係団体と連携し、外国人観光客と観光事業者が互いに尊重し合う、誰もが安心して楽しく観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまちづくりを進めることで、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指す。	市内事業者等が実施する外国人観光客にやさしい受入環境整備を助成する制度（京都市観光協会インバウンド助成金）において、ダイバーシティ対応も助成対象とするなど、受入環境の拡充を図る。	観光MICE推進室	多文化	5

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

産業観光局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
10	伝福連携担い手育成支援事業	継続	伝統産業界における後継者確保・技術継承と障害のある方の就労支援・雇用創出を図る。	障害者雇用又は市内福祉施設への業務委託を検討している事業者の事業計画案を広く募集し、その実施に必要なアドバイザーの派遣及び備品購入に要する経費等を補助する。これにより、障害のある方の職域を拡大し、事業者から障害者雇用又は市内福祉施設への業務発注の具体化を目指す。	伝統産業課	障害者	4
11	農福連携による新京野菜普及促進事業	新規	農業の新たな労働力確保と障害のある人の就労機会の創出等を目的に、障害者福祉施設が新京野菜の生産から販売までの様々な過程に携わる取組に対して支援し、併せて消費啓発等を実施することで新京野菜の普及を促進する。	障害者福祉施設と農家に対し、新京野菜の生産支援等を行う。 ・福祉施設と農家とのマッチングや生産体験実習の実施 ・新京野菜生産消費拡大の取組	農林企画課	障害者	4
12	第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)開催支援	新規	5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、本市においては、京都実行委員会において、会議の成功に向けた開催支援を行う。	開催地である京都として、地元支援組織(京都実行委員会)を設置し、法務省と連携しながら、機運醸成のための広報活動、関係機関との調整など、会議成功に向けた支援を行う。 【京都コンgres概要】 開催日程 : 令和2年4月20日(月)～27日(月) 会場 : 国立京都国際会館 テーマ : 2030アジェンダ(SDGs)の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進 参加予定者数: 約4,000名	観光MICE推進室	犯罪被害	2

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

保健福祉局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	地域における見守り活動促進事業	継続	支援が必要な一人暮らし高齢者や障害のある方などに関する名簿を作成することで、緊急時の迅速な対応等にもつなげる日常的な見守り体制の充実を図る。	高齢サポートの職員や担当ケアマネジャー等が対象となる方のご自宅を訪問する等により、地域の関係機関や団体に住所・氏名等の個人情報を提供してよいかを伺い、同意が得られた方の名簿を地域団体等に貸し出して、日頃の見守りにつなげる。	保健福祉総務課 健康長寿企画課	高齢者 5
2	地域再犯防止推進モデル事業	改善	モデル事業として、犯罪をした人等に対する寄り添い支援の実施、京都市再犯防止推進計画（仮称）の策定等、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。	京都市再犯防止推進計画（仮称）の策定に向け、犯罪をした人等に対する寄り添い支援を継続するとともに、より効果的な支援についても検討し、実施する。 ○本市の特性を踏まえた、若年女性に対するモデル支援の実施 ・生活・就労等の寄り添い支援の実施 ・実態調査、寄り添い支援等の結果を踏まえた、より効果的な支援の実施 ○京都市再犯防止推進会議の開催 ○京都市再犯防止推進計画（仮称）の策定	保健福祉総務課	更生 1
3	みやこユニバーサルデザインの推進	継続	ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。	○審議会の開催 ○みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ○ユニバーサル上映補助 ○映画館におけるユニバーサル上映の促進 ○ユニバーサルデザイン消費者啓発の実施 ○人にやさしいサービス宣言事業の実施 ○冊子「UDアイデア・ヒント集」の発行 ○みやこユニバーサルデザイン普及啓発（アドバイザー派遣、既存イベントとの連携した周知活動、みやこUD推進主任連絡会議、庁内普及啓発等）	障害保健福祉推進室	障害者 7
4	ほほえみ交流活動支援事業	継続	障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。	手話や車いすなどの障害体験講習会など障害や障害のある人の理解促進を図る福祉教育・啓発事業を学校・児童館等と協働で実施する障害者団体に対して、開催経費等の助成や側面的支援を行うことにより、障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
5	障害を理由とする差別の解消の推進	継続	障害を理由とする差別の解消を推進することを通じて、障害のある人もない人もすべての人が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを実現する。	○対応要領に基づく取組 全庁を対象として平成28年1月に策定した「京都市対応要領」に基づき、庁内の次のような取組を進めていく。 ・各々の事務事業を行うに当たっての「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供 ・個々の合理的配慮を的確に行うために必要な「環境の整備」 ・障害を理由とする差別に関する相談への的確な対応 ・相談対応事例を踏まえた取組の推進（障害者差別解消支援地域協議会の運営を含む。） ・効果的な職員への研修（法の趣旨や対応要領の周知及び障害に関する理解の促進） ○啓発活動 障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等についても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。 ・啓発リーフレットの配布 ・広報誌等への掲載 ・啓発講座・シンポジウムの開催 ・研修講師の派遣 など	障害保健福祉推進室	障害者 2
6	京都市障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者24時間相談体制等構築事業）	継続	障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用等様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。（障害者地域生活支援拠点等の整備）	全市・全ての障害のある方等を対象とした「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を1箇所設置し、土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯の電話・FAXによる相談を受け付ける。	障害保健福祉推進室	障害者 6
7	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	継続	障害のある人となない人との相互理解を促進する。	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。 ○作品募集期間 令和2年7月初旬～同年9月初旬	障害保健福祉推進室	障害者 9

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
8	補助犬啓発事業	継続	視覚・聴覚・肢体障害のある人の日常生活を支援し、社会参加を促進する。	市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。 また、補助犬に関する相談に対応する。	障害保健福祉推進室	障害者 9
9	障害者の就労支援対策	継続	障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。	障害者就労支援プロモーターが障害福祉施設利用者及び支援者を対象とした研修会や企業を対象とした障害者雇用企業見学会等を実施する。 また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進める。さらに、障害のある人を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、取組を継続しながら、一般就労のためのより効果的な手法の確立を図る。 加えて、障害者雇用に意欲のある企業等を対象にアドバイザーの派遣の費用を助成する制度を実施する。 長期的な定着支援については、京都市域における職場定着支援の中核として、本市独自に「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を設置し、就業先の職場訪問などによる職場定着支援の強化と長期的な定着状況の把握、一般就労者に対する仲間づくり支援などの事業を、障害者就業・生活支援センターと緊密な連携を図りながら実施し、一般就労者の長期就労をサポートする環境を整備する（なお、平成30年度に企業における精神障害者の雇用義務化が実施されることを踏まえ、平成29年度から、京都市障害者職場定着支援等推進センターに、新たに南部分室を設置したうえで、精神障害者対応の専門職員2人を増配置し、重点的に対応している）。	障害保健福祉推進室	障害者 4
10	障害者虐待防止対策事業	継続	障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協力体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある人や養護者への支援を促進し、障害のある人の権利利益を擁護する。	○協力体制づくり及び障害者虐待対応に関する事例検討 京都市障害者自立支援協議会に設置している障害者虐待防止検討部会において、虐待防止、早期発見、早期対応のための協力体制づくりや虐待事例に関する検討を行う。 ○支援体制の強化 行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制を強化する。 ○周知・啓発 リーフレットの配布や研修等の開催により、地域住民や相談窓口業務従事職員あるいは障害者福祉施設従事者等（居宅介護等事業者を含む。）に対し虐待に該当する行為や通報義務について周知し、虐待防止や早期発見を促進する。	障害保健福祉推進室	障害者 1
11	ほほえみ広場の開催	継続	障害のある人もない人も、すべての人が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある人に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。	障害のある人もない人も共に交流できる催しである「ほほえみ広場」を開催することにより、障害の有無にかかわらない共生社会の実現を促進する。 【開催予定】 ○日 時 令和2年10月予定 ○場 所 梅小路公園（予定） ○内 容 ステージ企画、レクリエーション、ほっとはあと製品（授産製品）の販売や飲食模擬店（予定）	障害保健福祉推進室	障害者 8
12	点訳・音訳・手話・要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発	継続	①視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 ②平成28年4月1日に「京都市手話言語法」が施行されたことに伴い、手話に係る普及啓発をより積極的に行う。	○点訳・音訳奉仕員養成講座 ○手話奉仕員養成講座 ○手話通訳者養成事業 ○要約筆記者養成事業 ○盲ろう通訳介助員養成事業	障害保健福祉推進室	障害者 8
13	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	継続	身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。	身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力のもとに、法律相談、結婚相談、住環境相談等の相談事業を行う。	障害保健福祉推進室	障害者 6
14	知的障害者専門相談事業	継続	在宅の知的障害のある人の、自主的な社会活動を育成・支援する。	在宅の知的障害のある人が抱える、法律や人権等に関わる専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行う。	障害保健福祉推進室	障害者 6
15	障害者相談員設置事業	継続	身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。	身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害の京都市障害者相談員を設置し、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で、相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施していく。	障害保健福祉推進室	障害者 6

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
16	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等の派遣	継続	聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。	○手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳介助員の派遣事業を実施し、意思伝達手段を確保する。 ○入院中の視覚障害者に対し、代筆・代読・音声訳により意思疎通を支援するための支援者を派遣する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
17	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	継続	ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。	身体障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施する。また、手話を必要とする中途失聴者・難聴者やその家族を対象とした手話講座を開催するなど、手話学習の機会を確保し、聴覚障害者の社会参加を支援する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
18	身体障害者障害別体育大会の開催	継続	スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害のある人の自立支援と積極的な社会参加を促進する。	肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
19	知的障害者スポーツ大会の開催	継続	障害者スポーツの一層の発展を図ると共に、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。	知的障害者のボウリング大会を実施する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
20	天皇盃全国車いす駅伝競走大会の開催	継続	障害のある人の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。	全国の身体障害者を対象とする車いす駅伝競走を開催する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
21	いきいきハウジングリフォーム事業	継続	重度障害のある人が住み慣れた家での生活を暮らしやすくし、また、介護する人の負担を軽くする。	住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。	障害保健福祉推進室	障害者 7
22	京都市障害者雇用促進啓発事業	継続	障害のある人の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進する。	障害者雇用促進月間について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部と連携した取組を進める。	障害保健福祉推進室	障害者 4
23	精神科救急医療システム	継続	精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療体制を確保する。	休日、夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。	障害保健福祉推進室	障害者 3
24	自動車運転免許取得助成	継続	身体障害者の自立と社会参加を促進する。	身体障害者が自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。(令和2年9月末まで)	障害保健福祉推進室	障害者 8
25	自動車改造費助成	継続	身体障害者の自立と社会参加を促進する。	身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
26	重度障害者タクシー料金助成	継続	重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。	重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 ○対象者 次のいずれかに該当する障害があり、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方(福祉乗車証との選択制) (1) 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方 (2) 療育手帳(A判定)の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ○助成額 1枚につき500円の助成(1,000円以上乗車の場合に限り2枚まで使用可能)で、月4枚年間48枚の利用券を交付する。	障害保健福祉推進室	障害者 8
27	障害者情報バリアフリー化支援事業	継続	障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。	障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行う。	障害保健福祉推進室	障害者 8
28	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	継続	社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある人の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。	身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付する。	障害保健福祉推進室	障害者 8

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
29	こころのふれあい交流サロンの運営	継続	精神障害のある人の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進する。	精神障害のある人が地域で安心して過ごせる場や地域住民との交流を図れる場を確保するとともに、各サロン同士の情報共有や連携を深めるための懇談会を定期的に開催することで、サロン運営の更なる充実を図る。 平成26年4月から、一部の障害者地域生活支援センターに併設されたサロン（機能強化型サロン）から他のサロンに専門職を派遣するなど、サロン利用者の相談にも積極的に対応している。	障害保健福祉推進室	障害者	3
30	障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業	継続	障害のある人やその家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等の相談支援を行う。また、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う。	市内5つの障害保健福祉圏域ごとに3箇所ずつ、3障害（身体・知的・精神障害）対応型の障害者地域生活支援センターを設置し、相談支援を行う。また、同圏域ごとに1箇所ずつ、障害者地域生活支援センターに基幹相談支援センターの機能を付加し、相談支援実施の後方支援を行うとともに、障害理解の普及啓発や権利擁護の取組等を行う。	障害保健福祉推進室	障害者	6
31	京都市精神保健福祉審議会	継続	医療従事者、学識経験者、社会復帰促進事業従事者で構成される審議会において、本市の精神保健福祉策について意見聴取しながら取組を推進する。	〇京都市精神保健福祉審議会の開催（予定）（時期未定）	障害保健福祉推進室	障害者	3
32	精神科病院実地指導	継続	精神科病院に入院中の者について、人権に配慮した適正な医療の提供と処遇の確保が図られているか、市職員が病院へ出向いて実態を把握し、必要に応じて病院へ指導を行う。	〇市内12箇所の精神科病院へ実地指導を実施（7月～12月予定）	障害保健福祉推進室	障害者	3
33	京都市障害者施策推進審議会	継続	障害当事者、その家族、事業者、市民、学識経験者等で構成される審議会において、本市の障害者施策について意見聴取しながら取組を推進する。	〇京都市障害者施策推進審議会の開催（時期未定）	障害保健福祉推進室	障害者	11
34	京都市地域自殺対策推進センター運営事業	継続	保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図り、本市の状況に応じた自殺対策の推進を統括する。	①各区における自殺の実態把握、計画に基づき実施する事業に関する情報収集、分析、情報提供。 ②障害保健福祉推進室を自殺対策推進センターとして位置づけ、関係機関により構成される自殺総合対策連絡会を開催する（9月～3月）。地域の関係機関や自殺対策に積極的なボランティア等と連携を図り、自殺対策のネットワークの強化を行う。 ③国及び京都府との連携により、自殺の現状等情報収集を図る。	障害保健福祉推進室	複数課題	1
35	重度心身障害者医療費支給事業	継続	重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。	1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）	障害保健福祉推進室	障害者	12
36	京都難病相談・支援センター事業	継続	難病患者・家族等の療養上及び生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病患者・家族の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を推進するため、「京都難病相談・支援センター」を府市共同で設置し、難病患者支援対策を推進する。	〇相談支援事業（相談員による電話・面接相談、医師による医療相談、その他専門職種による面接相談） 〇自主組織活動支援事業（難病患者団体・自主組織などへの事業協力及び活動紹介・支援、希少な難病患者・家族同士の交流支援） 〇就労支援事業（就労に係る個別相談支援の実施、関係機関との連携による就労相談会・研修会の開催、就労支援ネットワークの構築） 〇ボランティア育成事業（ボランティアサポーターの登録、サポート活動支援、サポート活動の情報発信） 〇講演会・研修会事業 〇情報収集・情報発信 〇療養機器の展示・貸出事業 〇難病ネットワーク支援事業	障害保健福祉推進室	障害者	12
37	高齢者・障害者権利擁護推進事業	継続	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。	「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、本市における権利擁護事業の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。	障害保健福祉推進室 介護ケア推進課	高齢者 障害者	2 2
38	発達障害者支援センター「かがやき」の運営	継続	発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう支援する。	発達障害のある方とその家族等が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、就労支援、発達支援及び普及啓発・研修の4機能の事業を展開	障害保健福祉推進室 子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター	障害者	5

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
39	地域リハビリテーション推進事業	継続	障害や疾病があっても、住み慣れたところですよかに安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉及び生活に関わるあらゆる機関、組織が協力して行う活動のより一層の推進を目指す。	○ 地域リハビリテーション推進研修事業 ○ 総合支援学校等教職員研修事業 ○ 障害福祉サービス事業所等訪問支援事業 ○ 電動車椅子講習会 ○ 体力測定会&からだの相談会 ○ 失語症のある方の相談支援事業 ○ 福祉用具・住宅環境等専門相談事業 ○ 地域ガエルのお出かけ講座事業・関係機関等への講師派遣研修 ○ 地域リハビリテーション交流セミナー ○ 地域リハビリテーション推進会議	地域リハビリテーション推進センター	障害者 12
40	高次脳機能障害者支援センター	継続	「高次脳機能障害専門相談窓口」として、「京都市高次脳機能障害者支援センター」を設置し、高次脳機能障害のある市民の支援を行う。	○ 個別支援（地域生活支援、就労支援等） ○ 事業所支援（高次脳機能障害支援ネットワーク会議、講師派遣等、訪問支援） ○ 地域ガエルのお出かけ講座事業 ○ 各種研修（入門研修、専門研修等） ○ 普及啓発（市民向け講演会や街頭でのフェア、ホームページおよびFacebookでの情報発信等）	地域リハビリテーション推進センター	障害者 12
41	くらしとこころの総合相談会	継続	自殺の危機に直面している人たちが、精神疾患等の問題だけではなく、経済的問題、雇用問題、家庭問題等、様々な問題を同時に抱えていることを踏まえ、多職種の相談員で相談会を開催する。	○ 定例相談 月1回土曜相談 年3回開催 ○ 相談内容： ① 弁護士又は司法書士によるくらしの相談 ② 心理士によるこころの相談 ③ 僧侶によるいのちの相談 ④ 職場のメンタルヘルス相談（京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー） ⑤ 保健師によるからだとこころの健康相談 ⑥ 自死遺族、遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき45分 ※ 相談無料	こころの健康増進センター	複数課題 1
42	講演会及びシンポジウムの開催	継続	市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者、自殺に関する問題への理解を深めてもらう。	精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深めてもらう。	こころの健康増進センター	障害者 3
43	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	継続	精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。	精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワーク等に随時貸出ししていく。	こころの健康増進センター	障害者 3
44	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	継続	① 市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ② 精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動 ③ 精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。	○ 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会の下記の活動を支援することにより、精神保健福祉に関する啓発活動等に取り組む。 ○ 講演会や講座の開催 ○ 幹事会 ○ 通信の発行	こころの健康増進センター	障害者 3
45	精神障害者法律相談	継続	精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。	法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、京都弁護士会に委託して毎月2回、弁護士及び相談員による法律相談を行う。	こころの健康増進センター	障害者 3
46	精神保健福祉相談事業	継続	市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。	電話相談及び来所相談を実施する。	こころの健康増進センター	障害者 3
47	精神障害者訪問指導事業	継続	精神に障害のある市民を援助する。	各区役所・支所障害保健福祉課の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。	こころの健康増進センター	障害者 3
48	精神障害者地域生活安定化支援事業	継続	精神に障害のある方の地域での孤立を防止し、地域生活が安定して送れるようグループワーク等を実施する。	各区役所・支所障害保健福祉課において、毎月1～3回の事業を実施する。（実施回数は区役所・支所により異なる）	こころの健康増進センター	障害者 3
49	こころのふれあいネットワークの構築	継続	精神保健福祉施策への市民参加を促進する。	関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、各区役所・支所障害保健福祉課における地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図る。	こころの健康増進センター	障害者 3

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
50	こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加	継続	市民が気軽に参加できる催しを通じて、精神障害について考える機会の提供を図る。	精神障害について市民への啓発を行うために、区民ふれあいまつりなどの交流イベント等を活用し、様々な地域啓発活動を推進する。	こころの健康増進センター	障害者	3
51	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	継続	精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。	各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ○センター機関紙「こころここ」の発行 ○こころの健康に関するリーフレットの発行	こころの健康増進センター	障害者	3
52	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	継続	各区役所・支所障害保健福祉課等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。	関係職員を対象とした研修会や講演会の開催	こころの健康増進センター	障害者	3
53	こころのふれあいネットワークによる学習会の実施	継続	精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的とする。	こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催する。	こころの健康増進センター	障害者	3
54	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	継続	精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。	精神障害者バレーボール京都市大会実行委員会に委託して、以下のとおり開催する。 日時未定、会場：京都島津アリーナ ※京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチームを参加対象とする。	こころの健康増進センター	障害者	8
55	精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画	継続	精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して、地域で充実した生活ができるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援をする。	行政、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等で構成する地域移行支援連絡会に参画し、事業の運営・内容の検討、関係機関との連絡調整、必要事項の協議等を行う。	こころの健康増進センター	障害者	3
56	統合失調症及びうつ病等の市民のための就労支援講座	継続	精神障害者の社会復帰及び就労の促進を図る。	統合失調症及びうつ病を中心とした精神障害のある市民に、障害を持ちながら就労するために必要な知識や情報を伝えるために、就労に関する講座を開催する。	こころの健康増進センター	障害者	4
57	京都らしい農福連携推進事業	新規	農業の貴重な担い手確保と、障害のある方の就労機会の創出及び工賃向上に向け、産業観光局と連携し、本市の独自ブランドである新京野菜等を活用し、障害のある方が生産・加工・販売等に携われるよう農家等とのマッチング等に取り組むとともに、販路開拓や地域の活性化を図る農福連携を推進する。	・福祉施設への農福連携に係るニーズ調査の実施 ・福祉施設と農家等との信頼関係づくりを行うための各種コーディネート ・福祉施設の農業に関連した仕事づくりを支援し、『京の黄真珠』の栽培や収穫、新製品づくり等。 ・新京野菜のネームバリューを活かした付加価値の高いメニュー開発等による福祉施設の工賃向上を目指した企画運営。	障害保健福祉推進室	障害者	4
58	ホームレスの自立の支援等	継続	個々の状況に応じた丁寧で粘り強い支援に取り組むことにより、ホームレスの自立を支援する。	○ホームレスが生活している場所を訪問し、日常生活や健康面の相談支援を行う「ホームレス訪問相談事業」を引き続き実施する。 ○「京都市自立支援センター」を引き続き運営し、就職活動の拠点となる宿泊場所を提供するとともに、ハローワークと連携し、就労支援に取り組むことで、ホームレスの就労による自立を支援する。 ○「京都市ホームレス居宅定着支援事業」を実施し、ホームレスが居宅生活に移行した後、地域社会の中で安定した生活を送ることができるよう集中的な定着支援を実施する。 ○多重債務等、法的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスに対する「ホームレス無料法律相談事業」を引き続き実施する。	生活福祉課	ホームレス	1・2・3
59	重度障害老人健康管理費支給事業	継続	重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。	京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者で、1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方に対し、後期高齢者医療の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）	保険年金課	障害者	12
60	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	継続	外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。	外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所・京北出張所で配布し、京都市情報館ホームページに掲載している。 2年に一度作成（更新）しており、前回は令和元年度に作成しているため、令和3年度に作成する予定である。	保険年金課	多文化	2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
61	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	継続	福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。	「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムを活用し、登録団体やボランティア募集、助成金等の情報について広く提供を行うとともに、ボランティア募集やイベント等の情報を掲載する情報誌を毎月発行する。	健康長寿企画課	複数課題 1
62	ボランティアに関する各種講座の開催	継続	福祉ボランティアに係る人材を養成する。	「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催する。	健康長寿企画課	複数課題 1
63	～地域で気づき・つながい・支える～認知症総合支援事業	継続	認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを「認知症初期集中支援チーム」において引き続き実施するとともに、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターの連携を深め、認知症に係る初期・初動支援体制の更なる強化を図る。 また、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づき、行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施するとともに、情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより、行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進める。 更に、若年性認知症に関する医学的な理解や支援のために利用できるサービス等について学べる初任者向け基礎研修を実施するなど、若年性認知症の人や家族への支援の必要性の意識付けや啓発を行うとともに、相談の対応力向上を図る。	健康長寿企画課	高齢者 3
64	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業	継続	高齢者が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。	認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法等を学び、地域や職域などで認知症高齢者や家族などを見守る「認知症サポーター」や、同講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成するとともに、認知症サポーターを対象とした、認知症や介護に関する知識等の更なる向上を図る一歩前進のための「認知症サポーター・ステップアップ（アドバンス）講座」を実施する。 また、認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他支援を行う「認知症サポート医」の養成及び「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修（訪問研修）を実施する。	健康長寿企画課	高齢者 3
65	シルバー人材センターへの助成	継続	概ね60歳以上の高齢者に対し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業を提供することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。	高齢者の経験や能力を活かせる臨時的かつ短期的な仕事を提供する「シルバー人材センター」への支援を行うことで、高齢者の積極的な社会参加を図っていく。	健康長寿企画課	高齢者 7
66	老人クラブへの活動費補助	継続	老人クラブ（すこやかクラブ京都）の多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。	同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助する。	健康長寿企画課	高齢者 7
67	老人スポーツの普及事業	継続	高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、老人スポーツの普及振興を図る。	各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施する。	健康長寿企画課	高齢者 10
68	市民すこやかフェアの開催	継続	市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図る。	高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催する。	健康長寿企画課	高齢者 8
69	ねんりんピックへの選手派遣	継続	京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図る。	健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与する全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣する。	健康長寿企画課	高齢者 10

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
70	老人福祉員設置事業	継続	地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。	老人福祉員が、概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者を訪問し、安否の確認、話し相手となることで、地域の一人暮らし高齢者を見守る。 【主な活動】 ①家庭訪問や電話による高齢者の安否確認、②高齢者の日常生活等の話し相手、③関係民生児童委員への連絡及び連携、④福祉事務所など関係機関への連絡及び連携、⑤その他高齢者の福祉向上を図る上で必要なこと 【その他】 ①各老人福祉員の活動の一助とするべく、毎年1回、京都市全域の老人福祉員を対象に研修を実施 ②京都市内各区において、各区の事情に応じて研修を実施	健康長寿企画課	高齢者 5
71	一人暮らし高齢者全戸訪問事業	継続	高齢サポートの専門職員が、専門的な知識や経験に基づく訪問活動を実施することにより、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じて介護サービスの利用、日常的な見守り等の適切な支援に繋げていくとともに、地域のネットワーク構築、高齢サポートの認知度を向上させる。	高齢サポートの専門職員（保健師又は地域保健等の経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等）による、市内の一人暮らし高齢者への戸別訪問活動を実施する。	健康長寿企画課	高齢者 5
72	京都市高齢者虐待シェルター確保事業	継続	虐待シェルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体 の安全を確保する。	要介護状態にない高齢者等が、一時的に虐待等から避難するための居室の確保を図る。	介護ケア推進課	高齢者 1
73	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	継続	言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。	外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。	介護ケア推進課	多文化 2
74	高齢者虐待防止事業	継続	高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。	高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修を実施する。	介護ケア推進課	高齢者 1
75	老人医療費支給事業	継続	高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。	所得税非課税世帯に属する方に対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。 ※昭和25年8月1日以前生まれの方は寝たきり・一人暮らし・老人世帯に該当する方も対象（所得制限あり）	介護ケア推進課	高齢者 10
76	京都市成年後見支援センターの設置・運営	継続	認知症高齢者等が増加する中で、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、制度を必要とする方々の相談からその利用までの一貫した支援を行う。	長寿すこやかセンター内に設置した「京都市成年後見支援センター」において、成年後見制度に関する相談や利用に至るまでの支援を行う。	介護ケア推進課	高齢者 2
77	京都市居住支援協議会	継続	高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。	高齢であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」や、低廉な住まいと見守りを一体的に提供する「京都市高齢者すまい・生活支援事業」などの取組を行う。	介護ケア推進課 都市計画局 住宅政策課	高齢者 10
78	市民後見人の養成	継続	認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足が見込まれる後見人を確保する。	後見人の確保に資するとともに、後見人不足の解消により制度利用が促進されることから、家庭裁判所や弁護士会、大学等の各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成及び活用を進める。	介護ケア推進課	高齢者 2
79	敬老乗車証の交付	継続	高齢者の生きがいづくりや介護予防に役立てる。	高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	介護ケア推進課	高齢者 10
80	老人福祉センターの運営	継続	高齢者の健康で明るい生活を支援する。	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じる。	健康長寿企画課	高齢者 7

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
81	老人の日記念行事を通じた取組	継続	広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。	多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うための取組を実施する。	介護ケア推進課	高齢者	8
82	介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布	継続	外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深める。	介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版（英語、中国語、ハングル、日本語併記）及び点字版を配布する。	介護ケア推進課	複数課題	1
83	介護サービスの提供	継続	住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、加えて特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活と継続を図るよう、介護サービスの充実を進める。	在宅生活を支えるための居宅系サービスや地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備及び特別養護老人ホームの個室・ユニットケアを推進する。	介護ケア推進課	高齢者	4
84	AIDS文化フォーラムin京都	継続	HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催し、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。	平成23年度から毎年9月～10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラムin京都を開催しており、本市も共催として参画している。今年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のHIV検査を実施する。 日程：令和2年10月10日(土)、11日(日) 場所：龍谷大学深草キャンパス 内容：講演、ワークショップなど （若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシャリティの多様性を理解するという視点） 主催：AIDS文化フォーラムin京都 運営委員会 共催：京都府、京都市など	健康安全課	感染症	3
85	HIV検査普及週間における啓発体制の確立	継続	HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、広く市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。	HIV検査の普及を図るため、広く市民を対象に啓発活動を実施する。	健康安全課	感染症	1
86	世界エイズデー街頭啓発事業	継続	エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図る。	12月1日世界エイズデーの関連事業として関係団体等と協働して、街頭啓発イベント等を実施する。	健康安全課	感染症	3
87	エイズ相談・カウンセリング体制の確立	継続	感染不安の解消に役立ち、行動変容の機会となる効果的な相談を実施するとともに、HIV陽性者の心理的ケアを目的とする。	エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝える。	健康安全課	感染症	1
88	エイズ啓発パンフレット作成・配布	継続	エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。	エイズ啓発パンフレットを市内高校、大学・短期大学、成人式参加者に配布し、市民向けの配布のために区役所窓口を設置する。	健康安全課	感染症	3
89	「HIV検査」の実施	継続	感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、更なる受検機会の確保を図る。	下京区役所において昼間検査、夜間検査（即日検査）を実施すると共に、委託医療機関において土日検査（即日検査）を実施する。また、希望者には、併せて性感染症検査も実施する。	健康安全課	感染症	1
90	エイズ専門講師による担当職員研修会	継続	区役所・支所におけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させる。	国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師を招いた研修会を実施する。	健康安全課	感染症	2
91	ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実	新規	当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開していく。	年齢や施策ごとに分かれているひきこもり相談窓口を一つにまとめ、明確化するとともに、よりよい支援員（仮称）を設置し、ひきこもりをはじめとする様々な困難を抱える世帯の課題解決に向けて伴走型支援を行う。	生活福祉課 子ども若者はぐくみ局 育成推進課	子ども	5

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

子ども若者はぐくみ局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	「京都はぐくみ憲章」の推進	継続	「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」をいつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として実践する行動の輪を広げ、「はぐくみ文化」の息づくまちの実現を目指す。	社会の宝である子ども、若者を市民ぐるみ・地域ぐるみで健やかに育む「はぐくみ文化」の息づくまちの実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図る。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、いつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として、憲章を実践する行動の輪が更に広がるよう推進していく。	はぐくみ創造推進室	子ども	1
2	広報紙「京都はぐくみ通信/GoGo土曜塾」の発行	継続	「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の実践推進を図る、京都市内の子ども及びその保護者を対象に実施される体験活動情報に加え、子育ての素晴らしさに関する啓発記事を掲載。	年6回（各16万5千部）保育園・幼稚園・小学校・中学校・総合支援学校の各家庭に配布する。	はぐくみ創造推進室	子ども	1
3	京都はぐくみネットワーク	継続	子どもの健全育成に関わる団体をはじめとした幅広い分野で活躍している団体等が連携し、子ども・若者を地域ぐるみ・社会ぐるみで育む「京都はぐくみ憲章」の実践推進を図る。	「京都はぐくみ憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 - 子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催 - 地域に根差した「京都はぐくみ憲章」の実践 - ネットワークを活用した情報の共有・発信	はぐくみ創造推進室	子ども	1・6・8
4	東山アートのスペース	継続	東山青少年活動センターにおいて、知的障がいのある青少年の余暇の充実（創造・創作活動）をはかる。	・通年コース（月1回/全9回）予定 - その他 作品展等	育成推進課	障害者	12
5	外国籍市民との交流事業の推進	継続	青少年ボランティアによる、日本語を母語としない人たちへの日本語学習支援と交流を図る。 また、外国にルーツを持つ若者が安心できるような空間を設け、若者のニーズや必要に応じて、適切な関係機関へつなぐ。 また青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。	○にほんご教室（通年） ○JTL（Japanese Talking Lesson）（通年） ○外国にルーツを持つ若者のための居場所事業（通年） ○多文化共生啓発プログラム・異文化交流イベント（主催・共催含む）（通年）	育成推進課	多文化	1
6	セクシュアルヘルス事業	継続	「セクシュアルヘルス」の観点から青少年の性に関連してHIV/AIDSに関連した啓発活動を行い、正しい理解を促進することにより、感染予防及びHIV/AIDSへの偏見のない社会を目指す。	世界AIDSデー（12月1日）にあわせて、HIV/AIDS啓発ポスターの掲示、グッズの配布、情報提供などを行う。	育成推進課	感染症	3
7	表現活動へのお誘い〜からだではなそう〜	継続	障害のある青少年の余暇活動の充実を目的とする。	・前期・後期（月1回/全5～6回（各期））予定 - その他活動発信（写真展）を行う	育成推進課	障害者	12

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
8	子ども・若者総合支援事業の推進	継続	子ども・若者総合支援事業の推進	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的継続的な支援を推進する。	育成推進課	子ども	4
9	子どもはぐくみ室の運営	継続	保健と福祉の垣根を越え、子どもや子育て家庭に関する相談に対する総合相談窓口として、ニーズへの「気づき」、必要な支援への「つなぎ」を行う「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担うことで、一つの窓口にて切れ目のない支援を行うことを目的とする。	保健と福祉の更なる融合により、子ども・子育てに係る総合相談窓口としての機能を高め、相談に対するより円滑かつ適切な、質の高い支援を実施する。また、地域におけるネットワークの拠点を構築し、連携することで、地域で育てる風土を高め、子育てしやすいまちづくりを推進する。	子ども家庭支援課	子ども	2・6・7・8
10	地域子育て支援ステーションの設置	継続	小学校通学区を基礎単位とする身近な地域において、保育園（所）及び児童館等を「地域子育て支援ステーション」に指定し、これらの施設の子育てに関する知識や経験等を活用することにより、地域の育児力の向上を図るとともに、関係機関と連携して、児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭を支援する。	より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、市内すべての児童館、保育園（所）及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭に気軽に利用してもらえる取組を行う。 なお、事業担当者に対する子育て支援等に関する研修は、継続して実施する。	育成推進課	子ども	6・8
11	親と子のこころのほっとライン（仮称）相談員の養成	改善	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。	○第2期生養成講座 10回開催 ○第2期生基礎訓練 12回開催 ○相談員全体研修会 4回開催 ○相談員班別研修会 約48回開催 ○相談員個人研修会 約42回開催 ○相談員宿泊研修会 1回開催 ○相談員1日研修会 1回開催 ○自主研修会 12回開催	育成推進課	子ども	7
12	親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施	継続	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」では、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育んでいくことを目指している。	幅広く周知に努めるとともに、学校・幼稚園・保育園・保健センター・児童館・こどもみらい館等にて、実施していく。	育成推進課	子ども	7
13	ひとり親家庭等医療費支給事業	継続	ひとり親家庭等の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。	母子家庭の児童とその母親及び父子家庭の児童とその父親並びに父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）	子ども家庭支援課	子ども	7
14	子ども医療費支給事業	継続	子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	中学校3年生までの子どもに対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。（所得制限なし）	子ども家庭支援課	子ども	7

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
15	児童虐待防止に係る広報啓発	継続	児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。	昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。	子ども家庭支援課	子ども	2
16	貧困家庭の子ども・青少年対策の推進	継続	「京都はぐくみ憲章」の理念の下、子ども等が、家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、社会全体で家庭の「子育て力」を高め、子ども等の成長を支えていくために、必要な支援策等を行う。	子育て支援施策の総合的な計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」と青少年施策を網羅的に位置付けた「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」を一体化した、令和2年度からの「京都市はぐくみプラン（案）」に基づき、支援策等を進めていく。	子ども家庭支援課	子ども	7
17	子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援	改善	「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施	- 取組の立ち上げや運営について、相談支援や助言を行う「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」の実施 - 取組に対する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」の助成 - 居場所づくりの取組による支援の輪が一層広がっていくためのサポート体制の充実に推進	子ども家庭支援課	子ども	7
18	里親支援事業、養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	改善	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	〇里親への包括的な支援（普及啓発・リクルート、トレーニング（研修）、マッチング、委託後の支援） ・里親経験者による講演会や里親制度の説明会等の実施、制度に関するパンフレットの整備、里親月間（10月）における広報誌等によるPR活動 ・里親の登録研修、施設実習の実施 ・里親相互の交流支援 ・里親家庭への訪問相談、家事支援、レスパイト事業の実施 ・新たな支援拠点における里親等への相談支援の実施	児童福祉センター 子ども家庭支援課	子ども	7
19	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する研修の実施	継続	児童虐待防止等に関する活動を効果的に行う。	教職員、施設職員、民生・児童委員等の関係機関職員を対象として、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう研修を実施する。	児童福祉センター	子ども	2
20	「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付	継続	児童虐待に対して迅速かつ確に対応する。	児童虐待に関する通告や相談などを専用電話（TEL801-1919）及び児童相談所全国共通ダイヤル（189番）により、夜間・休日を含め24時間365日受け付ける。	児童福祉センター	子ども	2
21	児童虐待防止ホームページによる情報提供	継続	虐待の未然防止と早期解決を図る。	虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者が、インターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自身の問題解決の一助とするとともに、虐待を知った市民の本市への通告方法等についての情報提供を行う。	児童福祉センター	子ども	2
22	児童虐待に関する職員の専門性の向上	継続	虐待ケースの処遇の向上を図る。	児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている虐待家庭の支援等をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。	児童福祉センター	子ども	2
23	児童相談所の体制強化	継続	児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能充実を図る。	虐待家庭に対する支援に関して家族再統合に向けた取組の一環として、民間団体等が行う心理療法の手法を盛り込んだ様々な保護者支援プログラムの実施や職員の専門性の向上により、児童相談所における保護者支援機能を強化する。	児童福祉センター	子ども	2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
24	子育てサポートプログラム普及推進事業	継続	子どもへの早期の発達支援に役立つペアレント・トレーニングの理論的背景を理解し、その技法を保護者に紹介できる人材を育成することで、地域における発達支援体制の強化を図る。	ペアレント・トレーニングの理論的背景を理解し、その技法を保護者に紹介できる人材の育成をすることを目的とした、「子育てサポートプログラム支援者養成研修会」等の研修を、公立保育所・民間保育園等の保育士や、公立・私立の幼稚園教諭等を対象として実施することで、地域における発達支援に関わる人材育成を図り、地域の支援体制を強化する。	子ども家庭支援課	障害者	5
25	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	継続	子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。	少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発	1
26	障害のある児童の保育の充実	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。	幼保総合支援室 保育所	障害者	10
27	幅広い地域からの利用と交流	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	幅広い地域からの利用を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発	1
28	男女の共生を進める保育の推進	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開する。	幼保総合支援室 保育所	男女	5
29	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。	幼保総合支援室 保育所	多文化	4
30	地域の保護者・児童の自立の支援等	継続	家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。	地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発	1
31	地域子育て支援事業の拡充	継続	保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組む。	昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産前からの子育てに不安を抱く夫婦や子育てで家庭向けに様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。	幼保総合支援室 保育所	子ども	7
32	子育て学習会・子育て講演会の開催	継続	子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。	子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供する。昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発	1
33	保護者会活動の支援	継続	子どもを慈しみ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような活動を支援する。	育児講座や親子の集いなど、継続して保護者会活動の支援を行っていく。	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発	1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
34	保育所に関する外国語パンフレット等のHPへの掲載	継続	本市に在住する外国人の方に、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等に関する情報を効果的に発信する。	本市に在住し、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の利用を希望する外国人の方向けに、保育の利用手続き等を説明した外国語版「保育利用申込みの御案内」及び各種申込用関係様式を京都市HPに掲載する。	幼保総合支援室 保育所	多文化	2
35	保育所職員研修	継続	「子どもの主体性を尊重する保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。	把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子どもの主体性を尊重する保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も幼保総合支援室主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。	幼保総合支援室 保育所	推進・研修	2
36	「こどもみらい館」における事業の推進	継続	乳幼児の健やかな育成を図る。	子育てに役立つ情報や気軽に話し合える場の提供、親子のふれあいを深める講座の開催、子育てに悩む親の相談に応じるなど、子育て支援を総合的に実施する。 ・子育てなんでも相談（対面相談・健康相談・電話相談） ・子育てセミナー ・子育てパワーアップ講座 ・すこやか子育てサロン ・子育ての井戸端会議 ・子育て図書館の運営	子育て支援総合センターこどもみらい館	子ども	7
37	ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実	新規	当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開していく。	年齢や施策ごとに分かれているひきこもり相談窓口を一つにまとめ、明確化するとともに、よりそい支援員（仮称）を設置し、ひきこもりをはじめとする様々な困難を抱える世帯の課題解決に向けて伴走型支援を行う。	育成推進課 保健福祉局 生活福祉課	子ども	5

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

都市計画局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	京都市居住支援協議会	継続	高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。	高齢であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に答える「高齢者の住まいの相談会」や、低廉な住まいと見守りを一体的に提供する「京都市高齢者すまい・生活支援事業」などの取組を行う。	住宅政策課 保健福祉局 介護ケア推進課	高齢者	10
2	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	継続	すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。	建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。 また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリアフリー整備の一層の促進を図る。	建築審査課	障害者	7
3	交通バリアフリーの推進	継続	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、駅等のバリアフリー化を推進する。	令和2年度は、策定済の「移動等円滑化基本構想」に基づいて実施する、駅のバリアフリー化整備等に対して補助金を交付するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進する。	歩くまち京都推進室	障害者	7
4	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	継続	市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。	市営住宅に居住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。	住宅管理課	多文化	2

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

建設局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	「人にやさしいまちづくり」の推進	継続	歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。	「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善などに取り組み、「人にやさしいまちづくり」を推進していく。	道路環境整備課 土木管理課	障害者 7
2	バリアフリーに適應した公園整備の推進	継続	誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。	「バリアフリー新法」,「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」,「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」,「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき、バリアフリーに適應した公園の整備を推進する。	みどり政策推進室	障害者 7

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

会計室

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。	ビデオや講義・討議による研修を継続する。	会計室	推進・研修	2

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

北区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	5月の「憲法月間」や12月の「人権月間」の時期に合わせて記事を掲載する。 掲載予定記事 4月15日号…憲法月間啓発 11月15日号…人権月間啓発事業、人権啓発作品展の事前周知 12月15日号…人権啓発作品展の周知(作品掲載)	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
2	憲法月間における啓発活動	継続	差別と偏見のない、人権が尊重される明るい社会を築くため、憲法月間に啓発活動を実施する。	憲法月間に北区役所において、啓発活動を実施する。 内 容：①垂れ幕の設置 ②啓発物品の配布 場 所：北区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	区民ふれあいまつりにおける啓発活動	継続	多数の区民に人権に関する情報を提供する。	多数の区民の参加が見込める「北区民ふれあいまつり2020」において、人権啓発ブースを出展する。 日時：令和2年5月24日(日) 場所：京都府立清明高等学校 内容：人権に関するブースを設置し、啓発活動を行う。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	人権啓発作品展	継続	差別と偏見のない、人権が尊重される明るい社会を築くため、人権月間に人権啓発作品展を実施する。	人権月間に、区内小学校児童の作成した人権に関する絵画や習字、標語等の作品を展示する。 日時：12月上旬～中旬 場所：①北区役所 ②キタオオジタウン 内容：区内小学校児童の作成した絵画や習字、標語等の作品を展示	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	人権月間事業	継続	差別と偏見のない、人権が尊重される明るい社会を築くため、人権月間に講演会及び映画上映会を実施する。	人権月間に、様々な人権課題について区民が考える場を持つことを目的に、講演会や映画上映会を実施する。 日時：12月上旬 場所：北文化会館(予定) 内容：講演会及び映画上映会の開催	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	北区こころのキャンパスネットワーク	継続	こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図る。	- 合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、ジェンガ、玉入れ等 日時：6月、10月(2回開催) 予定場所：障害者スポーツセンター - 作品展開催 日時：未定 場所：未定 - 当事者の集い(年10回) - 講演会開催 日時：未定 場所：未定	障害保健福祉課	障害者	3
7	精神保健福祉事業(家族懇談会)	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを図る。	交流会、医師との懇談会等の実施	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

上京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 ＜令和2年度予定＞ 未定 「憲法月間 映画のつどい」(日時未定) 未定 「みんな仲間！上京文化芸術祭」(日時未定) 未定 「上京こころのふれあいネットワークイベント」(日時未定)	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
2	庁舎内における人権コーナー設置	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権啓発パネル展示コーナーを設置。 日 時：憲法月間期間中(5月) 人権月間期間中(12月) 場 所：上京区総合庁舎内	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	憲法月間「映画のつどい」	継続	区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。	多くの人が参加していただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで映画を上映する。 また、開催日当日、会場内に人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 日 時：未定 内 容：未定 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	みんな仲間！上京文化芸術祭	改善	「誰ひとり取り残さない」SDGsの理念のもと、上京区に居住・通勤等をしている多様な人々が、日ごろの文化芸術活動を発表することで、相互理解を深め、互いの立場を尊重するダイバーシティ(多様性)に満ちた「共生社会」の実現とレジリエンスの向上を図る。	上京区に居住又は通勤・通学している多様な人々が日頃の文化芸術活動を発表する。 (舞台発表、展示・販売) また、開催日当日、会場内に人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 日 時：未定 内 容：未定 場 所：未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	継続	多くの区民に人権に関する情報を提供する。	・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	街頭啓発の実施	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	日 時：5月、12月 (日時未定) 内 容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発(啓発物品配布) 場 所：烏丸今出川交差点(予定)	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	上京こころのふれあいネットワークイベント	継続	こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりをめざす。	関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 日時：未定 内容：講演会、地域住民との勉強会、啓発パネル展示 等	障害保健福祉課	障害者 3
8	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	継続	回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進する。	在宅の精神障害のある方が保健福祉センターに集い、ミーティング、創作活動、施設見学、スポーツ等の所内外の活動を行う。 実施予定回数：12回	障害保健福祉課	障害者 3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

左京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権について考えるための事業を広く区民に周知する。 【令和2年度計画】 ・5月(予定) 「憲法月間」の周知 ・8月(予定) 「人権啓発パネル展」の開催を周知 ・10月(予定) 「人権月間」関連事業の開催を周知	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
2	人権強調月間「人権啓発パネル展」	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	日時：8月上旬 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区役所1階区民ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	人権月間「心のふれあいみんなの広場」	継続	人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図る。	人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる講演会もしくは映画鑑賞会を実施する。 ・心のふれあいみんなの広場 日 時：12月上旬 場 所：左京区役所1階大会議室 参加者：100～300人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	人権月間「児童絵画展」	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月上旬～中旬 場所：左京区役所1階区民ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	地域ぐるみによる街頭啓発	継続	幅広い区民に対して人権について考える機会を提供する。	憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 5月上旬～中旬 場所未定 12月上旬 場所未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、弁護士等による各種相談事業を実施する。 ・区役所窓口での相談 随時開催。 ・弁護士による法律相談 毎週水曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	1
7	区民ふれあい事業	継続	幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。	・第38回左京区民煎茶会 日時：調整中 ・左京区民ふれあいまつり2020 日時：7月中旬～下旬 午前11時～午後3時 ・左京区民ふれあいセミナー 日時：未定 ・第24回左京区民正月いけばな教室 日時：12月中旬 ・第30回左京区民作品展 日時：2月のうち3日間	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
8	事前登録型本人通知制度の運用	継続	第三者による住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障する。	制度の内容を記した、ポスターの掲示、チラシの窓口での配布又は配架及びモニタ広告等により、制度の周知に努める。	市民窓口課	同和問題	1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
9	左京こころのふれあいネットワークイベント～心ときめき芸術祭～	継続	こころの病をある人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。	より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する。 〔実施予定〕 ・日時：令和2年10月22日（木）23日（金）（予定） ・場所：左京区役所大会議室（予定） ・内容：舞台発表, 合同作品展, 作業所祭り等	障害保健福祉課	障害者	3
10	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。 ・実施回数 6回（予定）	障害保健福祉課	障害者	3
11	精神保健事業「地域生活安定化支援事業」	継続	精神に障害のある方を対象に、社会復帰にむけた活動を通じて精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	回復途上にある精神障害者の円滑で無理のない社会復帰を促すため、個別相談指導を行う。 ・実施回数 36回（予定）	障害保健福祉課	障害者	3
12	左京区要保護児童対策地域協議会	継続	関係機関の円滑な連携を進め、虐待の早期発見・対応につなげる。 区域内の要保護児童等を網羅的に把握することで、事例の放置、支援漏れを防ぐ。	代表者会議 8月頃実施予定 実務者会議 5, 8, 11, 2月実施予定	子どもはぐくみ室	子ども	2
13	さきょう ほっこり ベビーフェスタ☆	継続	妊娠中から地域で子育てを支える人たちとのつながりを持ち、孤立せず安心して子育てできる環境を整える。	様々な専門職からアドバイスを受けられる機会とし、具体的な育児不安を解消し、地域での子育てを支える人たちとのつながりを持つきっかけの場を提供する。 また、コンサートを同時に開催し、心身ともに穏やかな時間を過ごしてもらう。 8月頃実施予定	子どもはぐくみ室	子ども	6
14	人権強調月間事業「ミニパラチャレンジウィーク」（仮）	新規	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを考慮し、京都市障害者スポーツセンターが存在する左京区でも、障害者スポーツに触れ、障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくりにつながる取組みを行う。 日時：8月中旬～下旬 内容：東京パラリンピックスポーツに関するゲーム形式の体験会 場所：左京区役所及び京都市障害者スポーツセンター等	地域力推進室 まちづくり推進担当	障害者	12

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

中京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：5月15日号、8月15日号、11月15日号	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
2	地域啓発推進協議会による連携充実	継続	中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。	人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 日 時：4月下旬、随時	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。	憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5月上・中旬（二条駅周辺）、12月上旬（未定）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	人権啓発作品展	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、作品展を実施する。 「人権啓発作品展」 日 時：5月11日（月）～5月29日（金） 場 所：区役所1階区民ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	子どもふれあい鑑賞会	継続	子どもたちを楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深める。	子どもたちを楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催する。 開催日：7月初旬～中旬予定（会場の予約状況による） 場 所：こどもみらい館	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	人権体験講座	継続	人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。	区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる体験教室等を開催し、人権の大切さを考えるため実施する。 日 時：9月中旬予定 内 容：人権に関わる体験教室等 場 所：区役所4階会議室	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	人権映画鑑賞会	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権月間取組として、「人権問題」をテーマとした映画鑑賞会を実施する。 日 時：12月5日（土）又は12日（土） 内 容：人権問題をテーマとした映画の鑑賞会等 場 所：ウィングス京都（予定）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
8	小・中学生による人権啓発書初め展	継続	小・中学生に人権の大切について考える機会を提供する。	区内小・中学生の人権にちなんだ書初めの展示を実施する。 開催日：令和3年1月15日（金）～1月29日（金） 場 所：区役所1階区民ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
9	こころ・愛・ふれあいネットワーク(中京精神保健ネットワーク事業)	継続	こころの病気や障害について区民の方々に理解を深めていただき、地域で必要な支援を住民が正しく認識して、こころの病を持つ方が安心して地域で生活できるまちづくりをめざす。	こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあう、市民参加型のネットワーク事業を実施する。 【実施内容】 日時：令和2年12月上旬（予定） 場所：中京区役所大会議室 内容：こころの健康に関すること その他、役員会議・全体会議（各1回/年）、実務者会議（4回/年）、中京区民ふれあいまつり出展、区民ホールでのパネル展示等	障害保健福祉課	障害者	3
10	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	継続	こころの病気や障害のある方の家族を対象に、日々の生活の中での精神的ストレスを和らげるとともに、当事者が活用できる制度について学ぶ機会とする。	家族に精神障害者を抱える方が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割や将来の生活のあり方等について学ぶ機会を提供する。 実施予定回数：4回	障害保健福祉課	障害者	3
11	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	継続	支援者との関係づくり及び当事者同士の仲間づくりにより、精神障害者が地域で孤立することを予防し、地域生活の安定を図る。	在宅にある精神障害者が区役所に集い、ミーティングや体操を行う。 実施予定回数：12回	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

東山区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	地域の人権啓発活動支援	継続	地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。	地域の各種団体やNPO等が実施する人権啓発を目的とした事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が支援することで、地域が主体となった人権啓発活動の推進を図る。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
2	憲法月間 人権啓発作品展	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	「区内小・中学生人権作品展」として開催 日程：5月初旬～中旬 場所：東山区総合庁舎 1 階展示ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	憲法月間 啓発のぼりの掲出	継続	市民に人権擁護思想の普及を図る。	市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 日程：5月初旬～中旬 掲示場所：東山区総合庁舎	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	人権強調月間パネル展	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する。テーマ、内容は未定。 日程：8月初旬～下旬 場所：東山区総合庁舎 1 階展示ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	人権強調月間 啓発のぼりの掲出	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 日程：8月初旬～下旬 掲示場所：東山区総合庁舎	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	人権月間 東山人権映画の集い	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権問題をテーマにした映画を上映することに加えて、映画に関連する講演を同時開催する。 日程：12月初旬～中旬 場所：東山区総合庁舎 3 階大会議室	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	人権月間啓発	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
8	人権月間 パネル展	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する。テーマ、内容は未定。 日程：12月初旬～中旬 場所：東山区総合庁舎 1 階展示ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
9	人権月間 啓発のぼりの掲出	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 日程：12月初旬～中旬 掲示場所：東山区総合庁舎	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
10	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 掲載予定号：4月15日号、7月15日号、10月15日号	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
11	東山区こころのふれあいネットワーク	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりを目指す。 ・七夕まつり（こころのふれあい交流サロン「ふらっとっすべえす」共催 7月） ・東山こころのふれあい作品展 9月 ・東山こころのふれあい卓球交流会 10月 ・クリスマスイベント（こころのふれあい交流サロン「ふらっとっすべえす」共催 12月） ・こころのふれあいネットワーク総会 3月 ・実務者会議 4回/年	障害保健福祉課	障害者 3
12	精神障害者家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神に障害のある方を抱える家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 ・内容：精神障害者を抱える家族の交流会及び学習会 ・日程：5月、9月、1月	障害保健福祉課	障害者 3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

山科区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	11/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
2	山科区HPへ情報を掲載	継続	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	12月の人権月間の取組として関連事業を掲載 11/15掲載	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
3	「人権啓発研修会」の実施	継続	広く山科区民の方に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、人権に関する気づきを提供する機会を設けることを目的として実施する。	「人権啓発研修会」 日 時：5月29日（金）（予定） 場 所：区役所大会議室 参加予定者：市民しんぶんにて募集（山科区民）（対象者を全区民と拡大する。） 内 容：講演会	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	「山科区人権のつどい」の開催	継続	一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。	「山科区人権のつどい」 日時：12月5日（土）または12月9日（水）（予定） 場所：京都市東部文化会館 内容：講演会やバリアフリー上映の映画（予定）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	「人権啓発ポスター展」の開催	継続	作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。	区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月上旬～12月下旬（予定） 場所：アートロードなぎつじ	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	区民まつりでの人権コーナーの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。	多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（月・祝）（予定） 場所：山科中央公園	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	山科こころのふれあいネットワーク（山科こころの健康を考える会）	継続	こころの病を持つ人について理解を深め地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。	精神障害に対する正しい知識の普及や理解、こころの健康づくりに関する啓発を通じて、積極的に支援を行う。 ・山科こころのふれあい夏まつり 年1回 日時：8月上旬（予定） 会場：山科アスニー 内容：普及啓発のためのイベント・就労（B）事業所の販売等 ・紙芝居を活用した地域への啓発活動 年5回程度 ・精神保健福祉シンポジウム 2月実施予定 内容、会場については未定	障害保健福祉課	障害者	3
8	精神保健事業（精神障害者地域生活安定化支援事業）	継続	地域から孤立しがちな精神障害のある方が、個別相談や当事者同士のつながりをもつことで、地域生活の安定をはかる。	当事者同士のつながりを、プログラムを通して他者との交流ができるよう、コミュニケーションの場をもち、レクリエーションや運動に取り組む。 ・実施回数 年9回（予定）	障害保健福祉課	障害者	3
9	精神保健事業（精神障害者家族懇談会）	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害者を抱える家族の方々が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。 ・実施回数 年4回（予定）	障害保健福祉課	障害者	3

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
10	やましな新聞屋さん見守りネットワーク事業	継続	認知症等の見守りや支援を必要とする高齢者だけでなく、地域で生活する高齢者に対して、突然の体調不良等の異変を速やかに察知し対応することにより、引き続き地域で安心・安全に暮らしていけるように、地域力による見守りネットワークに加え、新聞販売所によるネットワークを重層的に整備した、高齢者支援のネットワークの充実・強化を図る。	区内の新聞販売所、地域包括支援センター及び山科区役所の三者が協定を締結し、平成28年度4月から実施している区内の全11新聞販売所の新聞配達員による高齢者宅の見守りネットワークを継続する。	健康長寿推進課	高齢者 5

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

下京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	継続	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民の参加を呼びかける。 【掲載予定時期】4月、11月	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
2	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	継続	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権に関する情報を広く区民に伝えるため、誰にとってもわかりやすく、親しみを持てるホームページの制作を目指す。 【掲載予定時期】4月、11月	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
3	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 【掲載予定号】4月15日号、11月15日号	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
4	人権パネル展	継続	パネル展を通じて、人権について身近に考え関心を高める機会を提供する。	憲法月間及び人権月間に、親しみやすい人権に関する啓発パネルを展示する。 日 時：5月7日～20日、12月7日～18日 来庁者：約7,000人	地域力推進室 事業担当	教育・啓発	2
5	憲法月間事業	継続	憲法月間において、区民や事業者等を対象に人権をテーマとした講演会や映画上映会を開催し、人権への関心を高める。	より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、映画上映会又は講演会を開催する。 日 時：5月下旬 場 所：未定 参加者：200名（予定）	地域力推進室 事業担当	教育・啓発	2
6	区民ふれあい事業	継続	区民が多数集うふれあい事業を人権への関心を高める機会と捉え、関係団体等への参加を呼びかける。	区内で人権問題に取り組む団体等に対して、「下京区ふれあいひろば」を啓発の場として活用するよう、ブース出展等を働きかける。 日 時：11月8日（日）（予定） 場 所：梅小路公園（予定） 参加の呼びかけ先：京都人権擁護委員協議会 下京区身体障害者団体連合会 他（予定） 参加者：約25,000人（予定）	地域力推進室 事業担当	複数課題	1
7	人権月間事業	継続	人権月間において、区民や事業者等を対象に人権をテーマとした講演会や映画上映会を開催し、人権への認識を深める。	より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、映画上映会又は講演会を開催する。 日 時：12月上旬 場 所：未定 参加者：200名（予定）	地域力推進室 事業担当	教育・啓発	2
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。	昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
9	下京こころのふれあいネットワーク事業	継続	地域と保健医療福祉関係団体、関係行政機関等が協力し、こころの病について、正しい知識と認識を深めるための啓発活動等を通じこころの病がある人への理解を深め、障害のある人もない人も互いに尊重し助け合うまちづくりを目指す。	昨年度の実績を踏まえ、こころの病や障害について理解を深め、こころの健康への区民の関心を高めるとともに、地域で生活する精神に障害のある区民への支援について関心を高められるようネットワーク参画団体と協力しながら活動を継続する。 ・講演会（年1回） ・地域懇談会（年2～3回） ・学区に出向いて、精神保健福祉に係る普及啓発・事業所見学・意見交流等 ・パネル・作品展 ネットワークに参画している医療関係機関、福祉施設・就労支援施設、保健センター、社会福祉協議会などの活動紹介や作品、写真の展示を行う。 ・ネットワーク通信の発行 ・ネットワーク活動の紹介	障害保健福祉課	障害者	3
10	精神保健福祉事業 ＜家族懇談会＞	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神に障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 【家族懇談会】 年3回開催予定 場所：保健センター多目的ホール他	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

南区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	心のふれあい みんなの広場 講演会	継続	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした講演会を推進する。 【予定】 日 時：12月中 場 所：龍谷大学響都ホール校友会館 講 師：未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
2	南区人権映画鑑賞会	継続	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした映画鑑賞会を推進する。 【予定】 日 時：8月中 場 所：龍谷大学響都ホール校友会館 上映作品：未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	人権パネル展の開催	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 ・「人権啓発パネル」展 (憲法月間) 日時：5月中 場所：ヘルスピア21 1階ホール前 (人権強調月間) 日時：8月中 場所：ヘルスピア21 1階ホール前、南区人権映画鑑賞会会場 (人権月間) 日時：12月中 場所：ヘルスピア21 1階ホール前、心のふれあい みんなの広場 講演会会場	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	区民のふれあい相談コーナーの設置	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	1
5	区民ふれあい事業の実施	継続	区民のまち(区)に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図る。	「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち(区)に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催する。 【予定】 日 時：11月中 場 所：東寺境内	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
6	「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施	継続	区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。	区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載(人権に関する啓発活動)	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載する。 【予定】 7月15日号 「人権映画鑑賞会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
8	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会により啓発物品を配布し、人権啓発活動を行う。 【予定】 ○街頭啓発(5月、12月) 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会により、啓発物品を配布する。 ○人権啓発旗の掲揚(5月、8月、12月) 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
9	南区こころのふれあいネットワーク	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【予定】 ・総会 ・つどい ・出前講座 ・精神保健福祉ボランティア講座	障害保健福祉課	障害者	3
10	精神保健事業[家族懇談会]	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。	保健福祉センターにおける精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深めるために系統立てた学習と交流の場を提供する。 【予定】年4回程度実施	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

右京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載すること で、区民の人権意識の高揚を図る。	引き続き、市民しんぶん区版(区HP)で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての意識を高めてもらう。	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
2	憲法月間、人権強調月間、人権月間人権啓発	継続	現代社会が抱える様々な人権問題について、広く親しみやすい映像の公開を通じて人権意識の底上げを行う。また、今年度実施する右京人権啓発事業「はーとふるシアター」の取組みを周知し、人権意識を高揚する機会とする。	「はーとふるシアター」において制作した映像作品を公開し、併せてアンケートを実施することにより、人権問題への意識を高めるとともに、「はーとふるシアター」の普及を図る。 日 時：令和2年5月、8月、12月 場 所：サンサ右京1階区民ロビー	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
3	「はーとふるシアター」の実施	継続	映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民が主体となった広く親しみやすい映像制作により、人権意識の高揚を図る。また制作作品を収録したDVDの学校等への配布や、きょうと動画情報館を通じたインターネットでの公開を行い、区民一人一人が人権問題を再考するきっかけとすることを目的として実施する。	公募型プロポーサル方式により、学生やNPOなど幅広い団体から受託候補者を選定し、「区民による区民のための人権啓発教材作り」をコンセプトにしたコンテンツ制作を実施。 募集時期：令和2年4月上旬～5月中旬(予定) コンテンツ公開時期：令和3年3月中旬(予定)	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
4	小学生・中学生による人権ポスター展	継続	各月間に併せて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただく。	8月の人権強調月間に併せて、右京区内の小学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施する。 日 時：令和2年9月上旬 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小学生・中学生の描いた人権啓発ポスター約200枚を展示する。	地域力推進室 企画担当	教育・啓発	2
5	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。 内 容：右京区民ふれあいフェスティバル2020 日 時：令和2年10月24日(予定) 場 所：太秦安井公園、右京ふれあい文化会館(予定)	地域力推進室 企画担当	複数課題	1
6	右京こころのふれあいネットワーク	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。	障害保健福祉課	障害者	3
7	精神保健事業「家族懇談会」	継続	精神に障害のある方のご家族等を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害者の社会復帰に資するよう、患者家族や地域住民が病気に関する知識や家族・地域住民の果たす役割について理解を深めていただける場を提供する。	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

西京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することにより、区民の人権意識の高揚を図る。	5月の憲法月間及び12月の人権月間における取組の告知や啓発記事の掲載を行うことにより、区民の人権意識の高揚を図る。 ・4月号 憲法月間「西京区民映画のつどい」の事業告知 ・11月号 人権月間「西京区民映画のつどい」、人権月間「小・中学生合同作品展」の事業告知	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 1・2
2	人権月間「西京区民映画のつどい」の開催	継続	区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進する。 また、だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、映画のバリアフリー上映を行うことで、健常者に対してバリアフリー上映や障害のある方への理解を深めていただくとともに、障害のある方に鑑賞の機会を持っていただく。	広く区民を対象として映画上映会を開催する。また、参加者には啓発物品を配布する。 人権月間「西京区民映画のつどい」 日時：令和2年12月5日（土）（予定） 場所：西文化会館ウエスティ 内容：上映映画は未定（バリアフリー上映） ※会場内で啓発グッズの配布及び人権啓発パネル展を同時開催予定。 ※区役所まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 1・2
3	人権月間「小・中学生合同作品展」の開催	継続	小・中学生に、人権をテーマとした絵画、書道の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	人権をテーマとした絵画、書道の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させるとともに、作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかける。 小・中学生合同作品展 日時：令和2年11月30日（月）～12月11日（金）（予定） 場所：西京区役所1階ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 1・2
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
5	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	子どもから高齢者まで、障害がある方もない方も多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的として、充実した内容のふれあいまつりを開催する。 西京区民ふれあいまつり 日時：令和2年11月21日（土）（予定） 場所：ホテル京都エミナース及びラクセーヌ周辺	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1
6	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	継続	区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。	憲法月間（洛西支所実施事業）及び人権月間における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間「西京区民映画のつどい」（洛西支所実施事業） 日時：令和2年5月30日（土）（予定） 場所：ホテル京都エミナース 大ホール 内容：上映映画は未定（バリアフリー上映） ※会場内で人権啓発パネル展示会、福祉・障害者施設の活動紹介を同時開催予定 ※区役所まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズを配布予定。 ○人権月間「西京区民映画のつどい」 日時：令和2年12月5日（土）（予定） 場所：西文化会館ウエスティ 内容：上映映画は未定（バリアフリー上映） ※会場内で啓発グッズの配布及び人権啓発パネル展を同時開催予定。 ※区役所まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 1・2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
7	こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク事業）	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が協力し、こころの病のある人について理解を深め、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、既存の事業に参画する。 また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。 ・講演会（年1回） ・関係団体会議 ・通信の発行（年1回） ・区民ふれあいまつり、健康ひろばブース出展予定	障害保健福祉課	障害者	3
8	精神障害者家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。 ○学習会、交流会（予定）	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

西京区洛西支所

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	西京区民映画のつどいの開催	継続	区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進する。 また、だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、バリアフリーの映画上映会を開催することで、健常者に対してバリアフリー上映や障害のある方への理解を深めていただくとともに、障害のある方の映画鑑賞の機会を創出する。	市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、バリアフリーの映画上映会を開催し、市民と共に人権について考えていく。上映前にはバリアフリー上映の趣旨説明を行い、障害のある方への理解を深めていただく。 ○憲法月間「西京区民映画のつどい」 日 時：令和2年5月30日(土) 13:30～16:00(開場13:00) (予定) 場 所：ホテル京都エミナス 大ホール 内 容：上映映画は未定(バリアフリー上映) 参加者：約400名(予定) ※会場内で人権啓発パネル展示会、福祉・障害者施設の活動紹介を同時開催予定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 1・2
2	人権月間「小・中学生合同作品展」の開催	継続	小・中学生に、人権をテーマとした絵画、書道の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	人権をテーマとした絵画、書道の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させるとともに、作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかける。 ○小・中学生合同作品展 日 時：令和2年11月30日(月)～12月11日(金) (予定) 場 所：洛西支所1階ロビー 出展作品：絵画及び書道作品	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 1・2
3	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
4	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	子どもから高齢者まで、障害がある方もない方も多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的として、充実した内容のふれあいまつりを開催する。 ○西京区民ふれあいまつり 日 時：令和2年11月21日(土) (予定) 場 所：ホテル京都エミナス及びラクセーヌ周辺	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1
5	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	継続	区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。	憲法月間及び人権月間(西京区役所実施事業)における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間「西京区民映画のつどい」 日 時：令和2年5月30日(土) (予定) 場 所：ホテル京都エミナス 大ホール 内 容：上映映画は未定(バリアフリー上映) ※会場内で人権啓発パネル展示会、福祉・障害者施設の活動紹介を同時開催予定 ○人権月間「西京区民映画のつどい」(西京区役所実施事業) 日 時：令和2年12月5日(土) (予定) 場 所：西文化会館ウエスティ 内 容：上映映画は未定(バリアフリー上映) ※会場内で啓発グッズの配布及び人権啓発パネル展を同時開催予定。 ※西京区役所まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 1・2
6	精神障害者家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。 ○学習会、交流会(予定)	障害保健福祉課	障害者 3

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
7	こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク）	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が協力し、こころの病のある人について理解を深め、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、既存の事業に参画する。 また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。 ・講演会 年1回実施予定 ・関係団体会議 ・通信の発行（年1回） ・区民ふれあいまつり、健康ひろばブース出展予定	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

伏見区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に併せて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載する。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の告知	地域力推進室 企画担当	教育・啓発 2
2	伏見区人権月間事業	継続	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める。	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会<内容未定>	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	ふしみ人権の集い	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちをひとりひとりの心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。 【予定】 第1回学習会 <未定> 第2回学習会 <未定> 第26回ふしみ人権の集い <未定>	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	継続	製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。	行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施する。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展〕 〔第26回ふしみ人権の集い 人権啓発絵画ポスター展〕	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	継続	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため。	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、広報機関誌「いーくある」を発行（VOL.63～65を発行予定）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活がより良いものとなることを目的とする。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
7	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育むため、伏見区におけるふれあいプラザを開催する。 【予定】伏見ふれあいプラザ2020 日時：9月6日（日）	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1
8	伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座	継続	区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。	人権啓発講座を実施し、企業等への参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 <内容日時未定>	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
9	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行政や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2

【伏見区役所】

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
10	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。	伏見区におけるふれあいプラザにおいて人権啓発ブースを設け、来場者到人権の大切さを訴える。 【予定】伏見ふれあいプラザ2020 日時：9月6日（日）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
11	区役所等における人権パネル展の開催	継続	来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。	「人権啓発パネル展」 実施：5月 場所：伏見区総合庁舎ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
12	伏見区こころのネットワーク事業(伏見区こころの健康推進実行委員会)	継続	区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	「こころのネットワーク事業」として地域住民の精神に障害のある方への正しい理解と認識を深め、身近な問題として考えてもらうために、講演会、当事者発表等の啓発事業を実施する。 本所・深草支所・醍醐支所において、各地域のニーズを踏まえ事業を実施。 時期・会場・内容は未定。	障害保健福祉課	障害者	3
13	家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的としている。	精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流を図る場として懇談会や学習会を開催する。 【内容】 時期：未定 会場：保健福祉センターほか 内容：家族会の懇談、学習ほか	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

伏見区深草支所

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	区役所等における人権パネル展の開催 (市民啓発活動の取組)	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	憲法月間を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月1日(金)～5月29日(金) 人権に関する人権啓発パネルを展示する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
2	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に深草支所管内にて街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月上旬 ・人権月間 12月上旬 実施場所未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	多くの区民の参加と協力による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 第30回深草ふれあいプラザ 日 時：10月18日(日)開催予定 場 所：藤森神社及び藤の森公園	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置	継続	多くの区民の参加と協力により、区民相互の交流を育む。	深草ふれあいまつりに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 第30回深草ふれあいまつり 日 時：10月18日(日)開催予定 場 所：藤森神社及び藤の森公園	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	伏見区人権月間事業(人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～)	継続	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。	伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて、事業を実施する。深草支所では、伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し講演会を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月上旬	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	小・中学生の絵画、ポスター展	継続	製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。	児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月1日(火)～25日(金) コミュニティホールにて開催予定	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	1
8	精神保健事業 (精神障害者家族懇談会)	継続	精神障害者の家族に対し、精神疾患や障害、精神医療、福祉施策に関する学習会や情報交換、交流会等を行い、その知識や経験を基に家族同士の交流を図り相互に協力し支えあうことで精神障害のある方とその家族が地域で安心して生活できることを目的とする。	精神保健福祉に関する事業の一環として、精神に障害のある方を抱える家族が病気についての知識や家族の役割について理解を深め、精神に障害のある方及びその家族が自立を図るため、家族同士がお互いの思いを共有し、交流する機会を設ける。 内容：講話・意見交流・情報交換など 日時：未定 場所：未定	障害保健福祉課	障害者	3
9	精神保健事業 (地域懇話会)	継続	精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	本市の「こころのネットワーク事業」として、伏見区こころの健康推進実行委員会(伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成)主催による、深草支所管内の精神障害者の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神障害者の正しい理解と認識を深めるために、啓発事業などを実施する。 時期・会場・内容は未定。	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

伏見区醍醐支所

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
1	伏見区人権月間事業	継続	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 人権月間街頭啓発 日 時：12月4日(予定) 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時～ MOMOテラス 午後3時30分～ バセオダイゴロー、マツヤスーパー醍醐店前 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ビラと啓発物品を配布する。 人権を考える講演会 日 時：12月6日(予定) 場 所：京都市醍醐交流会館 内 容：未定 人権啓発絵画・ポスター展 日 時：12月(予定) 場 所：醍醐支所2階ロビー等 出展数：60点(予定) 内 容：醍醐管内の小・中学生が描いた人権啓発絵画・ポスターを展示する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
2	伏見区憲法月間事業	継続	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。	伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月8日(予定) 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時～ MOMOテラス 午後3時30分～ バセオダイゴロー、マツヤスーパー醍醐店前 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 人権啓発書道展 日 時：5月1日～31日 場 所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内 容：醍醐管内の小中学生による、人権をテーマとした書道展を実施する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【内容】 窓口や電話での相談を常時受付 法律相談：毎週水曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
4	区民ふれあい事業等の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。 第30回醍醐ふれあいプラザ 日 時：9月13日(予定) 午前10時～午後2時 場 所：折戸公園 内 容：未定 福祉のまち醍醐・交流大会 日 時：1月23日(予定) 午前10時15分～午後3時40分 場 所：京都市醍醐交流会館 内 容：未定	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。	会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第30回醍醐ふれあいプラザ 福祉のまち醍醐・交流大会 内容：人権啓発コーナーを設け、人権啓発パネルを展示して、啓発物品を配布する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。	憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシと啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月8日（予定） 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時～ MOMOテラス 午後3時30分～ パセオダイゴロー、マツヤスーパー醍醐店前 場 所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 人権月間街頭啓発 日 時：12月4日（予定） 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時～ MOMOテラス 午後3時30分～ パセオダイゴロー、マツヤスーパー醍醐店前 場 所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ピラと啓発物品を配布する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	精神保健福祉事業 [精神障害者家族懇談会]	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。 2回開催予定 内 容：医師等による学習会、交流、社会復帰相談指導事業と合同講座	障害保健福祉課	障害者	3

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

市会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化	継続	誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。	手話通訳の事前申請、介助犬等の同伴があれば受付対応し、誰もが利用しやすいように努める。	総務課	障害者	8
2	職員研修	継続	職員の人権問題に対する理解と認識をより一層深め、人権意識の高揚を図る。	人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施する。	総務課	推進・研修	2
3	点字請願、陳情の受付	継続	全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。	点字による請願、陳情の受付を行う。	議事課	障害者	12
4	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	継続	全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。	読みやすい市会だよりの発行に努める。	調査課	障害者	12
5	インターネットによる情報発信	継続	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	ウェブアクセシビリティへの更なる対応と迅速な更新に努める。	調査課	複数課題	1
6	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成	継続	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	外国人の方等へ外国語版リーフレットの提供を行う。	調査課	多文化	1
7	インターネット議会中継における手話通訳の実施	継続	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	聴覚障害のある方が自宅等でもインターネットを活用して議会中継（本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑）を見られる機会を提供する。	調査課	障害者	8

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

選挙管理委員会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	投票しやすい環境の整備	継続	投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。	投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害のある方及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っていく。	選挙管理委員会事務局	複数課題	1

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

監査事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	講義のみではなく、DVD教材の視聴や職員同士のディスカッションを中心とした内容で研修を実施する。また、研修テーマについても未実施の分野や職員の関心の高いものを選び、幅広い知識を身に付ける。	監査事務局	推進・研修	2

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

人事委員会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	継続	障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人にとって暮らしやすい社会の実現を図る。	障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 ※これまで、身体に障害のある方を対象として実施していた職員採用試験について、知的障害、精神障害のある方も受験いただけるよう、受験要件を拡大	人事委員会事務局	障害者	4

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

消防局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	印刷物への人権啓発標語の掲載	継続	当局が発行する印刷物に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。	総務課	教育・啓発	2
2	市民からの相談電話を通じた情報提供	継続	市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等に適切に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。	消防業務に関連して、人権が侵害された場合の相談窓口として適切な対応を行う。	総務課	相談・救済	1
3	京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導	継続	高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。	各団体からの出講依頼に基づき、高齢者に対する防火防災指導を実施する。	総務課	高齢者	10
4	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	継続	消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等（憲法月間、人権月間、人権強調月間）において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出する。	総務課	教育・啓発	2
5	市民防災センターにおける防災体験	継続	災害の疑似体験を通じて、子どもや高齢者を含む来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。	工夫を凝らしたイベント等を実施し、一人でも多くの市民の来館を促す。	総務課	複数課題	1
6	ジュニア消防団	継続	少年少女に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。	市内各ジュニア消防団において、概ね月1回、年間12回の研修及び消防出初式でのパレードへの参加を予定している。	消防団課	子ども	10
7	消防団員を対象とする研修会	継続	消防団員の人権意識の高揚を図る。	昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修及び研修会を実施していく。	消防団課	教育・啓発	2
8	パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施	継続	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位等、職場内での優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント防止に向け、コンプライアンス推進月間等を活用した職員教育を実施するもの。	・”きょうかん”推進委員会拡大会議等の開催 ・パワーハラスメント防止に向けた研修、職場教育の実施	人事課	推進・研修	2
9	多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災講習会の開催	継続	多くの外国人観光客等が利用するホテル、旅館等の施設において、外国人観光客等に配慮した防火・防災対策が進むよう、必要な講習会を開催するもの。	外国人観光客等が利用する施設の防火管理者等を対象とした講習会の開催	予防課	多文化	5
10	外国人居住者等に対する本市の防火体制の周知強化	継続	外国人居住者等に対して本市の火災予防対策や防火に関する制度の理解を高め、火災予防体制の強化を図る。	生活習慣や文化の異なる外国人に対して、本市の防火に関する制度や火災予防対策の周知を推進する。	予防課	多文化	2
11	ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導	継続	平成6年1月に「視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。	引き続き、対象施設への避難誘導システムの設置指導を推進する。	指導課	障害者	7

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
12	防火安全指導の実施	継続	職員が、高齢者や障がい者等の在宅避難困難者宅を年1回以上訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、その人の障害特性や医療情報、緊急時・災害時の対処方法、緊急連絡先などをカードに記載し、身に着けることで、困った時に、周囲の人や救急隊などから、必要な支援を受けやすくする京都市版ヘルプカードを配付する。	全ての対象世帯において、面談することを目標に1年を通して実施する。	市民安全課	複数課題	1
13	熱中症対策指導の実施	継続	無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。	高齢者等に対し、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。	市民安全課	複数課題	1
14	防火防災教育訓練の実施	継続	女性、子ども、高齢者等を含め市民全てを対象に、各地域において、消火実験会や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。	女性、子ども、高齢者等を含め一人でも多くの市民が参加できるよう、各地域において、防火防災に関する訓練や講習などを実施する。	市民安全課	複数課題	1
15	防災行動マニュアルの運用支援	継続	災害時は、自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから、地域の実情や被害想定を踏まえ、平常時の備えや災害発生時の安否確認方法、避難行動等について事前に計画し、自主防災会役員、自主防災部長の行動を具体的に記載した防災行動マニュアルが、自主防災会において適切に運用されるように必要な支援を行い、学区全体での災害対応力の向上を図る。	各自主防災会で策定された災害種別ごとのマニュアル（地震編、水災害編、土砂災害編）について、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて必要な見直しや検証を行うよう指導する。	市民安全課	複数課題	1
16	地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築	継続	在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。	各署において引き続き実施予定。	市民安全課	高齢者	10
17	安心アドバイザー研修の実施	継続	ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火等のアドバイス等が出来る知識及び技術を備えるための研修の実施。	各署において引き続き実施予定。	市民安全課	高齢者	10
18	防火防災紙芝居や「チャレンジ！防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施	継続	紙芝居やリズム遊びを通じて楽しく安全行動（地震及び火災に対する退避行動等）を習得させる。	消防職員による防火防災紙芝居による指導をするとともに、各園（所）において、日頃の保育や教育の中での「チャレンジ！防災リズム」の実施を促す。	市民安全課	子ども	10
19	防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発	継続	乳幼児の保護者に対して、乳幼児を対象とした火災予防対策、地震対策及び乳幼児への応急手当を普及啓発する。	リーフレットを作成し、各保健センターを通じて乳幼児の保護者に配付するほか、乳幼児とその保護者を対象とした防火防災行事で活用する。	市民安全課	子ども	10
20	防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施	継続	「消防の仕事」について学習する学校授業等に際し、防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災思想を高める。	小学校1、2年生及び小学校3～6年生ごとのパンフレットを、「消防の仕事」の授業等に合わせて各小学校に配付し、小学校全学年を対象に、防火防災啓発を進める。	市民安全課	子ども	10
21	消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発	継続	消防の図画・ポスター・作文募集を通じて、児童等はもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深め、防火防災意識の高揚を図る。	9月中を募集期間とし、10月中旬に審査会を開催するとともに、入賞者に対する表彰式や展示会を各署で実施する。	市民安全課	子ども	10
22	ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載	継続	幼少年向け等に作成した広報媒体（防火防災紙芝居、みんなの消防・防災探検、消防の図画・ポスター・作文作品集、防火防災救急リーフレット）をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。	幼少年向け等に作成した広報媒体を作成した後、速やかにホームページに掲載していく。	市民安全課	子ども	10

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
23	NET119緊急通報システムの実施	継続	聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するためにスマートフォン等のWeb機能（インターネット機能）等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。京都市内の居住者や通勤通学者のほか、観光等で京都市を訪問される方も利用可能。	平成31年3月から運用を開始している「NET119緊急通報システム」について、リーフレットを活用し、未登録者に対し登録を促す。	市民安全課	障害者	12
24	緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	継続	緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を構築している。	リーフレットを活用し、防火安全指導等の機会を通じ、対象者に設置利用を促す。	市民安全課	複数課題	1
25	消防ファクシミリの運用	継続	聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。	防火安全指導等を通じて、対象者に対して未登録の場合、変更事項がある場合、新規登録・変更登録を促す。	市民安全課	障害者	12
26	4箇国語版 防火防災パンフレットの配付	継続	英語、中国語、ハングル、日本語で記載した防火防災パンフレットを活用して、本市に在住する外国人に対し、災害に対応できる知識と技能を身に着けさせる。	パンフレットを外国人が利用する施設等を通じて配付するほか、各消防署で実施する外国人を対象とする防火防災事業で活用する。	市民安全課	多文化	2
27	4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載	継続	緊急時の通報要領を記載した通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。	ホームページへの掲載を継続する。	市民安全課	多文化	2
28	筆談具の設置	継続	聴覚に障がいのある方などとのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談具を設置し、来庁時や防火安全指導時等に活用する。	引き続き、聴覚に障がいがある方が来庁した際などに活用する。	市民安全課	障害者	12
29	住宅用火災警報器取付支援等の実施	継続	新築住宅への設置義務化から10年以上が経過する住宅用火災警報器の適切な本体交換等を進めるため、自ら取付・交換できない方に対して取付等の支援を実施するもの。	住宅用火災警報器を自ら取付・交換できない方に対する取付の支援及び交換し、不要となった住宅用火災警報器の回収を実施	市民安全課	複数課題	1
30	年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施	継続	幼年期から青年期までの発達段階及び学習段階に応じて身に付けておくべき防災に関する知識及び技能について、「年代別防災指導カリキュラム（正式版）」を活用した指導を行い、将来の地域防災の担い手として長期的な人づくりを推進するもの。	学校等と連携し「年代別防災指導カリキュラム」を活用した幼少年等に対する防災指導を実施する。	市民安全課	子ども	10
31	「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施	継続	日本語による会話が困難な外国人観光客や留学生等に対して、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、119番通報時や災害現場での対応を円滑に行う。	119番通報時や災害現場対応時において、電話同時通訳サービスを用いた24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保する。（平成25年10月から実施）	情報指令課	多文化	2
32	多言語対応救急活動現場シートの運用	改善	英語、スペイン語、中国語（簡体字）、ハングル語、仏語、伊語、独語、中国語（繁体字）の8箇国語に対応したピクトグラム（表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。）を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。	当該シートの対応言語を4ヶ国語から8ヶ国語に増やし、外国人の観光客等の傷病状況の迅速な把握に努める。	救急課	多文化	2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
33	救急活動記録書の遺族への提供	継続	本事業は、救急搬送された傷病者が死亡した場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供するもの。	昨年度と同様に申請に基づき、救急活動記録書の遺族への提供を実施していく。	救急課	複数課題	1
34	多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用	継続	15言語に対応した救急対応定型文機能付き自動音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を詳細に把握する。	昨年に引き続き、当該アプリを活用し、外国人の観光客等の詳細な傷病状況等の把握に努める。	救急課	多文化	2
35	福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の活用	継続	福祉関係機関等が救急要請した際に、傷病者の必要な情報等を記載する「情報連絡シート」を活用し、救急要請した施設、救急隊及び医療機関の間で迅速・確実に情報共通させ、迅速な救急活動を実施する。	・福祉関係施設、救急隊、医療機関の情報共有を図る「情報連絡シート」の積極的な普及と活用	救急課	高齢者	10
36	障害者福祉講座の実施	継続	障害のある人の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。	上半期及び下半期に各1回実施予定	教育管理課	推進・研修	2
37	国際文化系研修の受講	継続	外国人対応時に必要な知識や方法等、多文化理解を深め、観光客、地域に住む外国人等への対応能力の向上を図る。	今後の大きな国際イベントの開催を踏まえ、非常時において外国人を救援救助する活動が迅速・的確に行えるよう外国人対応時に有効な知識及びコミュニケーション手法の習得等、国際文化の理解に係るJIAM（全国市町村国際文化研修所）の教育を受講させる。	教育管理課	推進・研修	2
38	手話講座の実施	継続	聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。	上半期及び下半期に各1回（それぞれ3日間）実施予定	教育管理課	推進・研修	2
39	階層別研修、担当業務別研修	継続	消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。	消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修（カリキュラム）を行う。	教育管理課	推進・研修	2
40	職場研修	継続	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。	教育管理課	推進・研修	2
41	外部講師による人権講座の開催	継続	人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。	人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員の更なる理解を深めるため、外部の専門講師による人権講座を定期に開催する。 局本部、消防学校等で実施予定	教育管理課	推進・研修	2
42	人権研修推進者の養成	継続	職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。	職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図るため、行財政局等が実施する人権関連講座及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。	教育管理課	推進・研修	2
43	人権研修推進者等による研修内容等の検討	継続	人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。	職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。	教育管理課	推進・研修	2
44	多文化理解に関する研修の実施	継続	外国人対応時に必要な知識や方法等、多文化理解を深め、観光客、地域に住む外国人等への対応能力の向上を図る。	今後の大きな国際的イベントの開催を踏まえ、外国人対応時に有効な知識及びコミュニケーション手法の習得等、国際文化の理解に係る教育・情報提供を実施する。	教育管理課	多文化	1
45	ホームページ上へのAEDマップの公開	継続	市民の方々や観光客に対して、あらかじめ市内のAED設置場所を知っていただき、AEDを使用した応急手当を速やかに行っていただくことにより救命率の向上を図る。	昨年度と同様に掲載承諾を得て公開する。	技術指導課	複数課題	1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
46	安心救急ステーション事業における外国人対応	継続	商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事案が発生した際の119番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第1走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。	平成24年度に当初の目標である1,500事業所の認定を達成し、今年度も引き続き、本事業の趣旨に賛同していただける事業所等への認定を行うとともに、市民、観光客の安心安全の確保のため、当該事業を推進していく。	技術指導課	多文化	2
47	救命入門コース	継続	小学5、6年生を対象に、胸骨圧迫とAEDの実技を中心とした短時間講習（90分又は45分）を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。	小学校等において、救命入門コースの受講を推進する。	技術指導課	子ども	10
48	普通救命講習Ⅲ	継続	学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習（心肺蘇生法、AEDの使用方法、異物除去、止血法）の受講を推進する。	普通救命講習及び上級救命講習を併せ、救命講習年間修了者数34,000人の達成を目指す。	技術指導課	子ども	10
49	幼年消防クラブ	継続	幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。	園内での活動を中心に行い、消防署見学、花火指導、防火映画会及び消防の図画・ポスターの写生会などを実施する。また、消防出初式でのパレードへの参加を予定している。	技術指導課	子ども	10
50	未就学児とその保護者に対する防火等の指導	継続	未就学児を火災や家庭内事故から守る。	未就学児を火災や家庭内事故から守るため、未就学児とその保護者を対象に参加型の「みんなでコンサート」を実施。「パネルシアター」などを活用し、音楽を通じて防火に関する安全教育を行う。	技術指導課	子ども	10

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

交通局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	所属・職場研修	継続	「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。	各所属において人権研修を実施する。 実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,600人	各課	推進・研修	2
2	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	継続	バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に入権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に入権擁護思想の普及高揚を図る。	実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板	各事業所	教育・啓発	2
3	職場活性化専門委員会	継続	市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。	「京都市交通局における職場活性化の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場活性化総括推進者（課長級職員）及び職場活性化推進者（補佐・係長級職員）で構成される。 職場活性化専門委員会 実施回数：10回程度	研修所	推進・研修	2
4	啓発ポスターの作成及び掲出	継続	市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。	京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、併せて、当該施設への市バス・地下鉄による路線案内を掲載し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 施設名：未定 配布数：各月 1,350枚	研修所	教育・啓発	2
5	街頭人権啓発活動の実施	継続	地下鉄の利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気付き、人権意識の向上を図る。	憲法月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅(四条駅・山科駅)で啓発物品を配布する。 実施月：5月、12月 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 400個	研修所	教育・啓発	2
6	市バス車内への人権啓発絵画の展示	継続	市バスの利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気付き、人権意識の向上を図る。	市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚	研修所	教育・啓発	2
7	局職員に対する人権問題啓発講座	継続	基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。	集合研修を実施する。 実施日：12月 実施回数：1回 内容：重要課題等をテーマにした講演	研修所	推進・研修	2
8	階層別職員研修	継続	公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、服務の厳正を守る意識を高める。	新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。 新規採用職員研修（事務、技術・バス運転士・地下鉄駅職員・自動車検査技師）、 新任主任研修（自動車部）、新任係員研修（自動車部）	研修所	推進・研修	2
9	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	継続	人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加・体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。	実施講座：フィールドワーク 1～2回	研修所	推進・研修	2
10	「交通サポートマネージャー」の養成	継続	お客様に安心して御利用いただけるよう、高齢の方や障害のある方への接遇・介助の基本を習得した「交通サポートマネージャー」の資格を有するバス運転士や駅係員を養成する。	87名を新たに育成	研修所	複数課題	1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
11	交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修	継続	広告代理店と人権啓発に関する情報を共有し、人権意識を向上させることで、どのような方も利用しやすい地下鉄を目指す。	人権啓発に関する情報を収集し、市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、日常業務との関連のある内容について、情報連携を進めていく。	営業推進室	教育・啓発	2
12	刊行物等への啓発標語の掲載	継続	交通局施設の掲示板や市バス・地下鉄車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発ポスター	営業推進室	教育・啓発	2
13	市バスにおける多言語による案内	継続	外国人観光客などのお客様に市バスを快適にご利用いただくことを目指す。	取り組んでいる内容について、更に推進していく。 ・市バスの行先表示、路線図、時刻表、音声案内の日、英2箇国語対応（洛バス（100、101、102号系統）は日、英、中、韓の4箇国語対応） ・一日乗車券の日、英、中の3箇国語表記、案内マップ「地下鉄・バスナビ」の4箇国語対応 ・「京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”」による外国語での路線、観光案内 ・全車両に配備している「4箇国語対応コミュニケーションボード」での指さしや筆談による案内 ・市バスの車内案内モニターで表示する停留所名等の4箇国語対応	自動車部	複数課題	1
14	地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置	継続	子どもを犯罪などの危険から守る。	地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置しており、継続して実施していく。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。	運輸課	子ども	10
15	ノンステップバスの充実	継続	車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。	導入予定車両数61両（路線車両822両のうち累計793両）	技術課	障害者	7
16	地下鉄における多言語などによる案内	継続	外国人観光客などのお客様に地下鉄を快適にご利用いただくことを目指す。	取り組んでいる内容について、更に推進していく。 ・駅施設の案内表示及び車内の音声案内の2箇国語対応（駅施設での案内のうち、全線路線図、のりば・出入口誘導案内、トイレ使用方法、地上部シンボルマークは日、英、中、韓の4箇国語に対応） ・車両の「車内案内表示」及び「車外行先表示」を日、英、中、韓の4箇国語表記 ・一日乗車券の日、英、中の3箇国語表記、案内マップ「地下鉄・バスナビ」の4箇国語対応 ・駅改札に配備の「自動翻訳機能付タブレット端末（筆談機能付）」による案内 ・災害時等の運行情報提供に係る駅構内案内物の4箇国語対応（日、英、中、韓）	高速鉄道部	複数課題	1
17	地下鉄駅施設の整備	継続	地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。	地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。 エレベーターの更新やエスカレーターの更新、トイレのリニューアル（段差解消、和式便器の洋式化等）により、お客様の利便性向上を図る。	技術監理課 電気課	障害者	7

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

上下水道局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	職場研修の充実	継続	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	職員一人一人が人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。	各課・事業所	推進・研修	2
2	庁内誌への啓発標語の掲載	継続	職員一人一人の人権意識の高揚を図る。	職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載する。	企業力向上推進室	推進・研修	2
3	関連企業に対する啓発活動の実施(人権月間の取組)	継続	人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深める。	上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬、場所：水道会館他、内容：①講演②映像	企業力向上推進室	教育・啓発	2
4	人権啓発看板等の掲出	継続	より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板等を掲出する。	企業力向上推進室	教育・啓発	2
5	各種会議等による局内連携の充実	継続	本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図る。	人権行政主任・副主任会議、調整推進会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等の開催	企業力向上推進室	推進・研修	1
6	職員研修	継続	「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりを図る。	「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】 憲法月間講座 日時：5月、場所：上下水道局研修室、内容：講演(講演内容未定) 人権月間講座 日時：12月、場所：上下水道局研修室、内容：講演(講演内容未定)	企業力向上推進室	推進・研修	2
7	人権研修等に関する資料の提供	継続	職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてDVDや書籍等の研修資料の充実を図る。	【予定】 DVDの購入	企業力向上推進室	推進・研修	2
8	コミュニケーションボードの設置	継続	外国人のお客さまや障害のあるお客さまとの窓口対応における意思疎通の円滑化を図る。	上下水道局営業所の窓口における主な対応の内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。	お客さまサービス推進室	複数課題	1
9	聴覚障害者への窓口対応支援事業	継続	高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。	上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所、水道管路管理センター及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに、外勤職員が筆談用具を携行する。	お客さまサービス推進室	複数課題	1
10	水道使用量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス	新規	小さな文字が見えにくいお客さまにもご使用水量やご請求金額等の情報をお伝えできるよう、通知方法の充実を図る。	「水道使用量のお知らせ」「領収済通知書」「水道料金・下水道使用料納入通知書」の内容を音声で読み上げるコード付き文書を希望者に送付する。	お客さまサービス推進室	複数課題	1
11	お客さま対応研修	継続	全てのお客さまにとって利用しやすい窓口とは何かを考える。	① 手話言語の理解を深める研修を行い、営業所職員、点検事務委託先職員及び京都市上下水道サービス協会職員を対象に京都市聴覚言語障害センター職員から講義を受ける。 ② 高齢及び認知症のお客さまへの対応に関する研修の実施。営業所職員、点検事務委託先職員及び京都市上下水道サービス協会職員を対象に、京都市地域包括支援センターの職員から講義を受ける。 【令和2年度は①②のどちらかの研修を実施予定】	お客さまサービス推進室	推進・研修	2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
12	外国人のお客さまに対するサービス向上	継続	外国人のお客さまに向けた受付方法の充実を図る。	英語版記入例（給水申込書、口座振替依頼書及びクレジットカード継続払申込書）を作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備し、ホームページにも掲載する。	お客さまサービス推進室	多文化	1
13	多言語電話通訳サービスの活用	新規	多言語におけるトラブルを回避し、丁寧で的確な外国人のお客さま対応をしていく。	（電話対応：3地点通訳）外国人のお客さまから電話を受けた際に、多言語電話通訳の委託業者に追加で架電し、お客さま、職員、通訳者3人が同時に会話を行う。 （窓口及び現場対応：2地点通訳）お客さまと対面して対応中に多言語電話通訳の委託業者に架電し、電話機のスピーカー機能等を活用して、お客さま、職員、通訳者3人が会話を行う。	お客さまサービス推進室	多文化	1
14	水道使用水量のお知らせ票等の点字サービス	継続	目の不自由なお客さまにもご使用水量やご請求金額等の情報をお伝えできるよう、通知方法の充実を図る。	「水道使用水量のお知らせ」「領収済通知書」「水道料金・下水道使用料納入通知書」の内容を点字化し、希望者に送付する。	お客さまサービス推進室	障害者	12

令和2年度事業計画(各局区別一覧)

教育委員会

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
1	人権研修の実施	継続	所属職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相應する役割の自覚を促す。	・年度当初に職場研修の実施計画を策定し、年間を通じて、職員の人権意識高揚に向けた研修を実施する。 テーマ：教育課題に関すること、日 時：未定、場 所：総合教育センター（予定）	総務課	推進・研修	2
2	留学生による学校活動支援事業	継続	京都市立小・中学校において、留学生の活躍の場を拡大・充実するとともに、より一層の国際理解教育の推進を図る。	・多文化学習推進プログラムの拡大 従来から実施している当プログラム事業をより一層充実させるために、学校への留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIC」）を積極的に活用し、外国人の講師として活動することで活躍の場を拡大するとともに、更なる国際理解教育を推進する。 ・母語支援活動 日本語で日常会話ができる留学生を市立学校に継続的に派遣し、外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に対し、母語による授業中の学習支援や会話のサポート等を行うことにより、子どもたちの学校生活への適応を促進するとともに、留学生の活躍・交流の場の拡充に役立てる。	学校指導課	多文化	4
3	地域読み書き教室支援事業	継続	小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。	要件を満たす団体に対し、年間100,000円を限度とした補助金を交付し、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する。	学校指導課	複数課題	1
4	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進	継続	本市の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき、各校で人権教育の一層の充実を図る。	これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題の解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成し、国の方針や、新たな人権課題に対応するため、平成22年3月、平成31年1月と2度にわたり改訂を実施した。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき重点課題として、(1)子どもにかかわる課題、(2)男女平等にかかわる課題、(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題等を挙げている。 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を基本指針として、各校の実態に即して策定している「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」に基づいて人権教育に関する資料等を活用するなどして、人権教育の一層の充実を図っていく。また、教職員の人権意識及び指導力の向上を図るための研修会も実施する。	学校指導課	教育・啓発	1
5	男女平等に関わる課題に関する学習等の推進	継続	学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づく男女平等にかかわる課題に関する学習等を推進する。 ・すべての子どもが、男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され、一人一人が自己の能力を十分発揮できる資質や能力の基礎を培う。 ・性別に捉われないことなく、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択・決定することができるよう、系統的なキャリア教育の取り組みを推進する。 ・各教科・領域のみならず、学校生活全体に視野を広げ、男女共同参画の視点に立った学校教育活動を充実する。	学校指導課	男女	5
6	同和問題に関わる課題に関する学習等の推進	継続	児童生徒の人権意識の高揚を目指し、人権尊重を基盤とした社会の実現を図る。	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づく同和問題にかかわる課題に関する学習等を推進する。 ・すべての子どもたちの自立と家庭教育力向上の支援など、人権教育としての取組を一層充実させる。 ・新たな差別を生むことがないよう、指導が真に部落差別の解消に資するものとするものとなるよう、内容、手法等に関する研修を実施するなどその指導体制を構築する。	学校指導課	同和問題	4

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
7	外国人・外国籍市民等に関わる課題に関する学習等の推進	継続	すべての子どもたちに、民族や国籍の違いや文化伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う外国人教育の取組を進めることにより、多文化共生社会の実現を図る。	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づく外国人・外国籍市民等にかかわる課題に関する学習等を推進する。 ・多文化学習推進プログラムの実施 各校の実態に即した形で留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」）等を活用し、外国人の講師をとおして、多様な言葉や文化にふれる取組を推進する。 ・京都市土曜コリア教室の実施 全市の児童（小学校3年～6年）を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 （実施予定） 定員：60人（京都市在住の国公立小中学生） 教室実施回数：全6回程度（内1回分は民族の文化にふれる集いに参加） ・民族の文化にふれる集い（予定） 日時：令和3年1月30日（土） 場所：京都市呉竹文化センター 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌等の舞台発表、児童・生徒の作品展示など ・市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流に取り組む。 ・市立学校・幼稚園において「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。	学校指導課	多文化 4
8	帰国・外国人児童生徒等に対する支援	継続	市立小中学校に在籍する、外国にルーツをもつ児童生徒等に対し、適切な日本語指導や母語による適応支援、アイデンティティを保持する取組等を実施することにより、学力を保障し、進路の実現を図る。	・特別の教育課程による日本語指導の実施 来日1年以内の日本語指導が必要な児童生徒を中心に、特別の教育課程を編成し、教育課程内での別室指導を実施する。 ・日本語指導ボランティアの派遣 日本語指導が必要な児童生徒に対し、放課後の時間帯をはじめとして必要な時間に日本語指導を行うボランティアを随時派遣する。 ・通訳ボランティアの派遣 通訳を必要とする児童生徒及び保護者に対し、通訳を随時派遣する。 ・母語支援員の配置・派遣 母語による学校生活の適応促進や通訳等の言語面の支援を行う母語支援員を該当児童生徒が在籍する学校に配置・派遣する。 ・日本語を母語としない生徒や保護者のための多言語進路ガイダンスの実施 日時：令和2年8月上旬（予定） 内容：日本語を母語としない生徒や保護者を対象に、中学校卒業後の進路選択についての説明やグループ別相談会等を行う。 ・多言語による「小学校生活親子オリエンテーション」 外国に文化的背景をもつ子どもや保護者が日本の小学校での生活に円滑に移行できるように、日本語を母語としない保護者及びその子ども（令和3年4月に京都市立小学校に入学予定）を対象として多言語によるオリエンテーションを実施する。	学校指導課	多文化 4
9	高齢者との交流等の推進	継続	長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えてつながりを持ち、支え合う意識の共有を図ることを目的とする。	各学校において、生活科や総合的な学習の時間での高齢者との交流や伝統文化、福祉をテーマにした学習を実施する。	学校指導課	高齢者 9
10	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	継続	人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。	誰もが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。	学校指導課 文化市民局 共生社会推進室	教育・啓発 2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
11	総合育成支援教育の推進	継続	インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築と、一人一人のニーズに応じた教育の推進。	- 子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえた就学相談の実施 - 障害のある子どもたちの教育の場についての見学説明会などの実施 【「出会いとふれあいのオープンスペース」開催予定】 6月～7月に10日程度実施 「個別の包括支援プラン」や「個別の指導計画」による指導の推進 「総合育成支援員」の配置や「総合育成支援教育ボランティア」の養成・派遣 【「総合育成支援教育ボランティア養成講座」開催予定】 期間：6月～7月（2会場で5回連続講座を開催予定） 9月～11月（2会場で5回連続講座を開催予定） 定員：各会場20名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修 - 就学支援シート事業の推進 内容：LD（学習障害）等の支援の必要な子どもの特性や必要な配慮・支援の情報について、小学校入学後の学習や生活を円滑に開始できるよう、就学前の段階で、幼稚園や保育所等の就学前施設から小学校に伝える。	総合育成支援課	障害者 10
12	障害のある生徒の就労支援	継続	障害のある生徒の自立と社会参加を目指し、企業や労働・福祉関係機関とともに進路開拓・雇用促進、職場定着を図る。	- 企業、労働・福祉機関、行政、学校で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」の開催（平成21年度から、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。） - 労働・福祉機関、行政、学校、PTAで構成される「巣立ちのネットワーク」による啓発活動や「障害のある市民の雇用フォーラム」の開催（平成21年度から、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。） - 東山総合支援学校（平成28年4月開校）が中心となって取り組む地域とともに進める新たなキャリア教育の更なる推進	総合育成支援課	障害者 4・10
13	特別支援教育の理解促進	継続	地域の一員として当たり前前に生活していける社会の実現を目指し、障害のある子どもたちへの市民の理解・認識を深める。	- 小中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一堂に集め、学習成果の発表の一環として「小さな巨匠展」を開催する。 【開催予定】 令和3年2月4日～2月7日 【場所】 京セラ美術館別館1・2F - 障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで、双方の社会性や豊かな人間性を育成する「交流及び共同学習」を積極的に進める。 「手話言語がなくなると心豊かな共生社会を目指す条例」の基本理念に則り、学校教育の場において手話に対する児童・生徒への理解促進や教職員への啓発を行う。	総合育成支援課	障害者 9・10
14	障害のある市民の生涯学習事業	継続	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。 【実施予定】 - 発達に遅れのある市民の成人講座（通年） - 聴覚言語障害のある市民の成人講座（通年） - 視覚障害のある市民の成人講座（通年）	総合育成支援課	障害者 8
15	「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進	継続	いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図り、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築する。	- いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、いじめの再発防止の取組の推進 - 学校いじめ防止等基本方針の策定	生徒指導課	子ども 3
16	児童虐待に関する研修の実施	継続	関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。	今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っている。そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を行う。 学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月8日、6月13日、7月27日、7月28日、8月5日 場所：京都市教育相談総合センター	生徒指導課	子ども 2

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号
17	心の居場所づくり推進事業	改善	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整える。	• 学びのパートナー等学生ボランティアの活用 • 「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 • 「碎啄21・絆」の取組実施 • フリースクールと連携した不登校対策の実施 • 「こども相談24時間ホットライン」の運営 • 不登校相談支援センターの運営 • 不登校フォーラムの実施 • 児童生徒登校支援連携会議の実施 • スクールカウンセラーの配置 令和2年度、全京都市立小・中・高・総合支援学校に配置。 学校における教育相談体制の充実及び課題の早期対応や予防を図る。 • スクールソーシャルワーカーの配置 令和2年度、76校（小学校63校、中学校3校、小中学校8校、高等学校2校）に配置。	生徒指導課	子ども 3
18	携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進	継続	スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、子どもたち自身がこれらを正しく活用できる力を育成するとともに、子どもと保護者など大人が課題意識を共有し、共に行動することを促すため、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進する。	• 小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」（通称：スマホ学習）の実施を通じて、プログラム内容の改良及び実施校の拡大を図る。 • 携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施する。 • 市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が、小中学校等で実施している家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で、子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機を含む）利用に関わる保護者向け・市民向けの啓発活動「情報モラル講座」を展開する。 • インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書き込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書き込みの監視を実施する。	学校事務支援室 生徒指導課 教育委員会生涯学習部 学校地域協働推進担当	子ども 9
19	健康教育の推進	継続	子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。	(1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症・アレルギー疾患等について、人権尊重の視点に立った指導をする。	体育健康教育室	教育・啓発 1
20	学校における性に関する指導・エイズ教育の推進	継続	(1)児童・生徒に性やエイズについての正しい認識をもたせる。 (2)人権尊重の観点に立った性に関する指導やエイズ教育を推進する。 (3)児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれる性に関する指導やエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。	• エイズや感染症、望まない妊娠などの課題に対応するため、発達段階を踏まえて性について正しく理解させ、性に関して適切な行動選択ができるよう指導を充実する。 • 性に関する指導にあたっては、SNSを通しての性的被害や、性同一性障害や性的指向・性自認にかかる子どもへの対応など新たな課題もある中で、その内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら丁寧に進める。 ※「学校における性に関する指導＜参考資料＞」（平成30年3月作成・全校配布）	体育健康教育室	感染症 4
21	生涯学習アドバイザー制度	継続	地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育関係団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。	生涯学習アドバイザーの活動に資する研修会を実施する。	生涯学習部 生涯学習推進担当	教育・啓発 1
22	温もりの電話相談員の養成	継続	京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。	温もりの電話相談員の活動に資する研修会（全体研修会2回、実践研修会2回）を実施する。	生涯学習部 生涯学習推進担当	子ども 2・7
23	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催	継続	「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。	家庭や地域で、「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育講座（幼・小・中・小中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施する。	生涯学習部 学校地域協働推進担当	教育・啓発 1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
24	京都市PTAフェスティバル	継続	京都市立の全校種のPTA会員が一堂に集い、会員同士の交流や各校PTAの活性化を図り、また、親子が一緒になって遊び、学ぶことを通して親子の絆を深めることを目的に開催。その際に、人権啓発のパネル展示を行い、参加された方の人権に関する意識の高揚を図っている。	開催日：平成31年12月14日（土） 場 所：国立京都国際会館 内 容：PTA活動の充実を図るため、実行委員会では内容を精査・検討する予定。	生涯学習部 学校地域協働 推進担当	教育・啓発	1
25	人権月間におけるPTA街頭啓発活動	継続	市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。	人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布による街頭啓発活動を支援する。活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 PTA街頭啓発（人権月間） 日 程：平成31年12月7日（土） 場 所：市内23ブロックに分かれて実施	生涯学習部 学校地域協働 推進担当	教育・啓発	1
26	人権行政に関する情報の職員への提供	継続	職員一人一人の人権意識を高める。	職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	生涯学習部 学校地域協働 推進担当	推進・研修	2
27	「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の開催	継続	市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指す。	歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、人権特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。 【開催予定】 日時：12月頃に1回（金）（予定）、場所：京都市生涯学習総合センター	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター中央事業館）	教育・啓発	1
28	人権啓発映画の貸出し	継続	あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める。	映画・ビデオの貸出しを行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 （内容未定）	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター中央事業館）	推進・研修	2
29	「学びのフォーラム山科」の開催	継続	講演会を通じて、市民の方の人権意識を始めとした教養を高める。	教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民の方が興味・関心を持つ内容をテーマとして、毎週水曜日に講演会を開催しているが、11月中旬～12月中旬には、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を開催する予定である。（演題及び講師については未定）	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター山科）	教育・啓発	1
30	人権問題関連図書の展示と貸出し	継続	市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。	人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【予定】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・京都市図書館（「きょういのち ぽっとブック事業」への協力館） 自殺予防週間（9月10日～16日）：「こころやいのちの大切さ」をテーマに自殺予防・ 自死遺族支援等に関する図書の展示と貸出し ・京都市図書館（「男女共同参画関連展示」への協力館） 国際女性デー（3月8日）：世界的規模で行われている統一行動日を記念し、 女性の政治的解放に関する図書の展示と貸出し 男女共同参画週間（6月23日～29日）：男女共同参画社会基本法の目的や基本理念への理解を深める図書の展示と貸出し 国際ガールズデー（10月11日）：女子の人権について考え、教育とエンパワーメントを推進するための理解を深める図書の展示と貸出し 女性への暴力をなくす運動（11月12日～25日）：女性に対する暴力の根絶を目指す活動に関する図書の展示と貸出し	各図書館	教育・啓発	1

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	令和2年度 事業計画	担当課	該当事業・対応番号	
31	教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修）	継続	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・指導力の向上を図る。	(1) 職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育に関わる主任、採用1年目教職員等を対象に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。 (2) 教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする研修を実施する。 上記(1)・(2)の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるための受講者参加型にする等、研修方法の工夫を図る。	総合教育センター	推進・研修	2
32	校・園内研修の実施	継続	自校・園における人権教育の確立・推進を図る。	各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施する。	総合教育センター	推進・研修	2
33	教職員の教育研究団体研修への支援	継続	学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。	教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援する。	総合教育センター	推進・研修	2
34	教育研究資料・教育関係図書の充実	継続	本市教職員及び市民等を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。	人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出しを行う。（令和2年11月2日～12月28日に人権月間にちなんだ企画展を予定）	総合教育センター	推進・研修	2
35	「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業	継続	中学校が授業の一環として、生徒それぞれの興味や関心に応じた様々な職業体験や勤労体験に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し高齢者福祉施設等での体験活動を通して、他人への思いやりの心や主体性の育成を目的とする。	約10,000人の生徒が老人デイサービスセンターや特別介護老人ホーム等の高齢者福祉施設をはじめ、障害者福祉施設や医療機関など多種多様な約3,500の事業所で職業・勤労体験を行う。	京都まなびの街生き方探究館	複数課題	1
36	教育相談総合センターでの教育相談	継続	子どもに関する様々な悩みに対して専門的な相談窓口を設け、保護者の子育てを支援するとともに子どもの健やかな成長を促す。	(1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じる。 (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりについて相談に応じる。	教育相談総合センター	子ども	3
37	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	継続	不登校児童生徒の健やかな成長に向け、学習や社会性育成の場を設ける。	(1)ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習（教科）活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 (2)キャンプ ふれあいの杜に通級する児童生徒が、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を経験することにより、子どもたちの自立を目指す。 また、集団宿泊活動を通して、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。	教育相談総合センター	子ども	3
38	常設展示の充実	継続	広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。	常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介する。	学校歴史博物館	教育・啓発	2